Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	SEC監査規制史におけるマッケソン&ロビンス事件	
Sub Title	The McKesson Robbins case in audit regulatory history	
Author	岡嶋, 慶(Okajima, kei)	
Publisher	慶應義塾大学出版会	
Publication year 2012		
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.55, No.1 (2012. 4) ,p.17- 52	
JaLC DOI		
Abstract	Jtitle 三田商学研究 (Mita business review). Vol.55, No.1 (2012. 4) ,p.17- 52 JaLC DOI	
Notes		
Genre	Journal Article	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234 698-20120400-0017	

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

SEC 監査規制史におけるマッケソン&ロビンス事件

The McKesson & Robbins Case in Audit Regulatory History

岡嶋 慶(Kei Okajima)

SEC による監査規制史という観点からマッケソン&ロビンス事件の意義を考察しようとするのが本稿の目的である。1938 年末に発覚したマッケソン&ロビンス事件に直面して,証券取引委員会(SEC)は,監査を担当していたプライス・ウォーターハウス会計事務所(PW会計事務所)が行なっていた監査手続を当時の"一般に認められた監査手続"という観点から検討するための本格的な調査を行なった。そのために開催された公聴会では,会計プロフェッションを横断的に代表する会計士たちの意見を聴取することを通じて一般に認められた監査手続を明確にするという目的で,大手ないし中堅会計事務所のパートナーたちに専門家証人として証言させた。

本稿では、PW 会計事務所によって実施された監査に対するこのような調査の結果、SEC がこの事件に対してどのような理解をしたのか、PW 会計事務所によって実施された監査手続に対する評価だけでなく、とくに、一般に認められた監査手続をめぐってどのような理解を持ったのかを、SEC の公表した調査報告書に基づいて、分析している。

結論として、本稿では、この事件に関連して、はじめてアメリカ会計事務所による監査実務の水準について検討される場が持たれたこと、また、そこで監査プロセスのほとんどの局面に関わる論点について徹底的な検討がなされ、その成果がそれ以降の SEC の監査規制の基礎となっていると思われることを強調している。

This article examines the historical significance of the McKesson & Robbins case in a context of audit regulation by the Securities and Exchange Commission (SEC). In the face of audit failure at McKesson, the SEC apparently opted for a comprehensive investigation for the purpose of determining the audit procedures actually employed by McKesson's auditor, Price, Waterhouse & Co. from the viewpoint of "generally accepted auditing procedures." The article analyzes not only SEC's evaluations on the actual procedures but also its understanding of generally accepted auditing procedures, based on its investigation report published. The article further attempts to interpret an SEC's regulatory intent concerning the auditing practices.

2012年 4 月 6 日掲載承認

三田商学研究 第55巻第1号 2012年4月

SEC 監査規制史におけるマッケソン&ロビンス事件

岡 嶋 慶

<要 約>

SEC による監査規制史という観点からマッケソン&ロビンス事件の意義を考察しようとするのが本稿の目的である。1938年末に発覚したマッケソン&ロビンス事件に直面して、証券取引委員会(SEC)は、監査を担当していたプライス・ウォーターハウス会計事務所(PW 会計事務所)が行なっていた監査手続を当時の"一般に認められた監査手続"という観点から検討するための本格的な調査を行なった。そのために開催された公聴会では、会計プロフェッションを横断的に代表する会計士たちの意見を聴取することを通じて一般に認められた監査手続を明確にするという目的で、大手ないし中堅会計事務所のパートナーたちに専門家証人として証言させた。

本稿では、PW 会計事務所によって実施された監査に対するこのような調査の結果、SEC がこの事件に対してどのような理解をしたのか、PW 会計事務所によって実施された監査手続に対する評価だけでなく、とくに、一般に認められた監査手続をめぐってどのような理解を持ったのかを、SEC の公表した調査報告書に基づいて、分析している。

結論として、本稿では、この事件に関連して、はじめてアメリカ会計事務所による監査実務の水準について検討される場が持たれたこと、また、そこで監査プロセスのほとんどの局面に関わる論点について徹底的な検討がなされ、その成果がそれ以降のSECの監査規制の基礎となっていると思われることを強調している。

<キーワード>

証券取引委員会 (SEC), 監査規制, 証券取引所法, 一般に認められた監査手続, プライス・ウォーターハウス会計事務所, 未精製薬品, 専門家証人, 会計プロフェッション, 執行行為 (エンフォースメント・アクション), 監査基準

1. はじめに

マッケソン&ロビンス事件に関しては、すでに多くの論者が言及し、その歴史的意義についても様々な角度から分析がなされているが、証券取引委員会(Securities and Exchange Commission:

以下、SEC ないし委員会)による監査規制史の観点からこの事件の意義を考察しようとするのが本稿の目的である。

SEC は、1934年証券取引所法に基づいて、1933年証券法および1934年証券取引所法の執行を管轄するものとして創設された連邦行政機関である。1933年証券法と1934年証券取引所法が、SEC に提出される一定の財務諸表に対して"独立の公共会計士"による監査証明を要求していることから、SEC には、法執行上、監査証明を実施した監査人が実際に公共会計士であるかどうか、また、独立の立場にあるかどうか、あるいは、監査証明書での記載表示が証券諸法で要求されている機能を十分に果たしているかどうか、に関する事実上の監査規制権限が認められていた。

マッケソン&ロビンス事件は、会計プロフェッションに対し、売掛金の確認と棚卸資産の立会を通常実施すべき監査手続であると認めさせた、アメリカ監査史上最も重要な事件であるとされている。マッケソン事件を契機にして、アメリカ会計プロフェッションを代表するアメリカ会計士協会(American Institute of Accountants:以下、AIA)は、この事件をめぐって問題視された売掛金と棚卸資産に対する監査手続に関して、売掛金の確認と棚卸資産の立会を通常実施すべき監査手続とする監査手続上の改善を行なった。そのことからすれば、大まかに見るかぎり、上記のような解釈は確かに正当であるといえる。しかしながら、会計プロフェッション側がなぜ売掛金の確認と棚卸資産の立会をプロフェッショナルとして通常実施すべき――合理的かつ実務上実施可能であれば実施すべき――監査手続として認めることになったのかを突き詰めてみると、会計プロフェッションと SEC との関係性はそう単純なものであったとはいえない。

とくに、監査規制史という観点から改めて眺めてみると、この事件に関連して、はじめてアメリカ会計事務所による監査実務の水準(standards)について検討される場が持たれたこと、また、そこで監査プロセスのほとんどの局面に関わる論点について徹底的な検討がなされ、その成果がそれ以降の SEC の監査規制の基礎となったであろうことが浮き彫りになってくる。こうした点の歴史的重要性はもう少し強調されるべきではないかと思われる。

¹⁾ 例えば、Doron [2011]、Baxter [1999]、Bealing et al. [1996]、Previts and Robinson [1996] などが挙げられる。なかでも、Bealing et al. [1996] は、いわゆる制度理論(institutional theory)を援用して、マッケソン&ロビンス事件をめぐるものも含めた SEC の初期のエンフォースメント・アクションを分析している。そこでは、初期のアクションが、その"内容"としては、制定法で与えられた為政権(legislative mandate)に黙従(acquiesce)しようとするものであり、その"形式"としては、いわば儀礼化された規制上の言い回し(例えば、行政手続を開始する際に頻繁に用いられる「問題の登録届出書や年次報告書、あるいはそれらに含まれる財務諸表に記載された情報は重要な不実表示および誤導する表示を含んでいる」という言い回し)や会計プロフェッションも含めた被規制者たちとの儀礼化されたパターンでの相互交渉を駆使しながら、被規制者たちと妥協(compromise)しようとするものであったと解釈されている。本稿は必ずしもこのような解釈に立脚して展開されるものではないが、彼らの「マッケソン&ロビンス事件は、事件とこれをめぐる SEC のエンフォースメント・アクションが監査を担う会計プロフェッションと財務報告を行なう企業社会にとって(to)何をもたらすものであったという見地からだけでなく、彼ら(社会構成者)の相互の関係性が正統性を獲得していく過程の中で、SEC のために、会計プロフェッションと企業社会のために(for)何をもたらすものであったのかという見地からも、解釈されるべきである」(Bealing et al. [1996] p.335. 強調は原著者による)という基本的な分析視点は、本稿においても共有されている。

このように従来とは異なった角度からマッケソン&ロビンス事件の解釈を行なうことによって SEC による監査規制史をより適切に再構成することができるというのが本稿の主旨である。そこで本稿では、マッケソン&ロビンス事件に直面した SEC がこの事案をどのように取り扱ったか、具体的には、どのような執行行為(エンフォースメント・アクション)を行なったかを考察することを通じて、監査人および監査業務に関する規制当局として SEC が、どのような意図を持って監査規制を進めたのか、また、それは会計プロフェッションとの関係性をどのように変えたのか、について考察していくこととしたい。次の第2節では、マッケソン&ロビンス事件の概要を説明し、第3節では、マッケソン事件に直面した SEC がどのような意図で法執行を行なったのかを解釈する。そこでは、それ以降の監査規制のための基礎的前提を確立するために本事件に対する調査を行なったことが強調される。第4節では、そうした調査の結果として SEC がこの事件に対してどのような理解をしたのか、とくに、一般に認められた監査手続をめぐってどのような理解を持ったのかを、SEC の公表した調査報告書に基づいて、分析している。最終節で、こうして得られた歴史的な解釈について、研究史の視点から再整理し、最終的な結論を述べている。

2. マッケソン&ロビンス事件の概要

(1) 会社の沿革

ニューヨーク証券取引所上場会社であったマッケソン&ロビンス社(McKesson & Robbins, Incorporated(Maryland):メリーランド州法人)が提出した1937年度の連結財務諸表には8,700万ドルを超える総資産が計上されていたが、そのうちの1,900万ドル近くが架空のものであったことがのちに判明した。こうした資産の過大表示の背後では、マッケソン&ロビンス社の社長コスターらによる未精製薬品の架空取引を通じた不正が行なわれていた。

マッケソン&ロビンス社の母体は、事件の首謀者であるフランク・ドナルド・コスター (Frank Donald Coster) が1923年1月にニューヨーク州において設立したジラード社 (Girard & Co., Inc.) である。ジラード社は、1926年10月に、ニューヨークにある創業93年の老舗薬品会社マッケソン&ロビンス社を吸収合併したが、合併にあたって新たに設立されたのがマッケソン&ロビンス社[コネチカット州法人] (コネチカット会社) であった。

さらに翌年1927年10月には、コネチカット州を中心にしていた販売をカナダ国内、さらに大英帝国全域に拡大するために、事実上の完全子会社としてのマッケソン&ロビンス社 [カナダ法人] (カナダ会社) が設立された。コスターが社長を兼務し、その他の経営執行者もコネチカット会社の者が兼任した。カナダ会社では、当初から、事件で問題となる未精製薬品(crude drug)の仕入と再販売しか行なわれなかった。

²⁾ SEC [1940b] pp.24-26.

³⁾ SEC [1940b] pp.26-28.

⁴⁾ SEC [1940b] p.30.

その後、全米各地で広範囲に展開していた多数の薬品販売会社(wholesale drug companies)を集積してひとつの会社の下でグループ経営を行なうため、1928年8月4日に、持株会社としてマッケソン&ロビンス社 [メリーランド州法人](メリーランド会社)を設立し、全米15の薬品販売会社とコネチカット会社の発行済普通株式のすべてを取得して、それらをメリーランド会社の完全子会社とした。

さらに、メリーランド会社は、1928年11月に、ニューヨーク証券取引所への株式上場を果たした。続く1929年中には、さらに28の薬品販売会社を買収した。またタラ肝油の販売事業に進出するためにノルウェーのイスダール社を買収するなど、北米域外の薬品以外の販売会社をも傘下に置くようになった。1930年末の時点で、薬品販売子会社は43となり、販売拠点は全米67都市に広がっていた。

しかしながら、事業は必ずしも順調とはいえず、メリーランド会社は、1932年に、1928年の設立以来、はじめて、経常損失を計上し、無配に陥った。続く1933年も無配となり、1934年には、子会社の事業活動を最大限中止して、残った事業もメリーランド本社の一事業部として運営するという方針転換がなされた。メリーランド会社は、それまで純粋持株会社であったが、1934年10月に、完全子会社であったコネチカット会社が清算され、その事業をメリーランド本社のコネチカット事業部として引き継ぐこととした。

事件発覚の時点で、マッケソン&ロビンス本社(メリーランド会社)の普通株式・優先株式ならびに社債はニューヨーク証券取引所に上場されており、1934年証券取引所法に基づく証券登録がなされていた。マッケソン&ロビンス本社の財務諸表およびその在カナダ子会社を含むグループの連結財務諸表は、1924年度以降、当時"最も評判の高い"会計事務所と目されていたプライス・ウォーターハウス会計事務所(Price, Waterhouse & Co.: 以下、PW 会計事務所)によって監査されていたが、監査を担当していた同会計事務所は、14年の長きにわたって、資産の過大表示を発見することができなかった。

(2) 不正のスキーム――未精製薬品の架空取引――

マッケソン&ロビンス社の公表財務諸表に含まれた不実項目は、未精製薬品に関する完全に架空の売買(輸出入)取引から生じたものであった。この架空の取引は本社コネチカット事業部(1934年10月まではコネチカット子会社)と在カナダ子会社によってなされたものであった。

① 架空取引の規模

破産申し立てを行なった1938年12月5日時点で、マッケソン社は連結ベースで約9,000万ドルの総資産を計上していたが、のちの再建債務者による調査で、そのうちコネチカット事業部とカ

⁵⁾ SEC [1940b] pp.31-32.

⁶⁾ SEC [1940b] p.33.

⁷⁾ SEC [1940b] p.36.

⁸⁾ SEC [1940b] p.38.

⁹⁾ SEC [1940b] pp.140-143.

ナダ子会社の帳簿に計上された棚卸資産・売掛金・現金預金2,100万ドル超部分が未精製薬品に 関わる架空取引から生じていたことが判明した。

② 架空取引の実態

未精製薬品の架空取引は、1935年のある時期を境にして、異なったやり方で行なわれていた。1935年以前には、架空の商品は、ブリッジポート工場で受け取られ、そこから再発送されたことになっていた。しかし、1935年中旬以降、未精製薬品の架空の仕入は、カナダの5つの納入業者からなされた取引であるかのように偽装され、仕入後には、マッケソン社の勘定において、その納入業者の倉庫で棚卸商品を保管していることにされていた。また架空の売上は、マッケソン社の勘定において、W・W・スミス社(W. W. Smith & Company, Inc.)によってなされた取引であるかのように偽装されていた。商品は、W・W・スミス社によって、カナダの納入業者から得意先へ直接に発送されることとされていた。仕入代金の支払い、および得意先からの売上代金の回収は、マッケソン社の勘定において、マニング社(Manning & Company)を通じてなされていたように偽装されていた。

しかしながら、W・W・スミス社、マニング社、カナダの5つの納入業者はすべて、架空の会社か、実在してもこうした取引実態を持たない会社であった。架空取引を本物らしく見せるために、これらの会社の社名を印刷した偽造の送り状や各種通知書まで作成していた。さらに、W・W・スミス社およびマニング社との間の契約書や回収保証(条項)、信用調査会社ダン&ブラッドストリート社(Dun & Bradstreet)によるW・W・スミス社に関する信用調査報告書なども偽造し、用意していた。

③ W・W・スミス社との契約

この架空取引において鍵となるのはマッケソン社と $W\cdot W\cdot Z$ ミス社との間にあるとされた契約であった。少なくとも1937年の時点では、未精製薬品の海外売上のすべてが、この $W\cdot W\cdot Z$ ミス社との契約に基づいて、マッケソン社の勘定でなされ、仕入代金の支払いと売上代金の回収は、マニング社が直接行なったことになっていた。商品は、同じ $W\cdot W\cdot Z$ ミス社との契約に基づいて、 $W\cdot W\cdot Z$ ミス社が販売・発送するまでの間、カナダの5つの納入業者の下に保管されていることになっていた。さらに、この契約には回収保証(collection guaranty)の条項が含まれていた。マッケソン社では、これらの契約を裏づける文書を偽造し、用意していた。なお、監査を実施するにあたってPW 会計事務所は、マッケソン社から、ブラッドストリート社

¹⁰⁾ SEC [1940b] pp.23, 42-48. 金額は、会社再建手続開始後、再建債務者によって任命されたレイデスドルフ会計事務所 (S. D. Leidesdorf & Co.) の調査によるもの。

^{11) 1931}年以前には、架空の仕入(当時は、アメリカ国内の納入業者からなされたことになっていた)に対する支払いは直接現金でなされていたが、支払われた現金の大半は架空の売上の代金回収として受け取ることで取り戻し、帳尻を合わせていた。

¹²⁾ 契約文書上、マッケソン社は、1930年3月12日付けでチャールズ・マニング社(Charles Manning & Company, Limited)との間で販売代理契約を結んだことになっていた。W・W・スミス社との契約はこの契約の延長上にあるもので、内容としては、チャールズ・マニング社からW・W・スミス社[ニューヨーク]へと販売代理相手を変更するものであった。この合意を裏付ける文書として、①マニング社とマッケソン2社(コネチカット会社およびカナダ会社)との合意書、W・W・スミス社とマッケソン2社との合意書のメ

3. SEC の事件への対応

(1) 事件の発覚と刑事訴追

マッケソン&ロビンス社による資産の過大表示が規制当局である SEC の知るところになったのは、1938年12月5日に、同社がコネチカット州ハートフォード地区裁判所に対して破産の申し立てを行なったことがきっかけである。その申立書には、マッケソン社の経営執行者および取締役たちがこれまで長年にわたって資産を不正に表示してきた旨、そして、そうした資産には1,000万ドルを超える架空の棚卸資産・売掛金が含まれている旨の記載がなされていた。同日夕刻には、破産申し立てのニュースが流れ、翌日6日の昼前にはニューヨーク証券取引所でのマッケソン社証券の取引が停止された。そして午後には、SEC 委員長が、事件に関わっていないマッケソン社の取締役の一人から直接に本件に関わる通報を受けた。この時点で SEC は正式に事件に関与することとなった。

SEC は、直近の1937年度の年次報告書の中の財務諸表には不実表示および誤導する表示が含まれていると信ずるに足る合理的な根拠があると判断し、直ちに調査命令を出した。これに基づ

[➤] 署名なしのコピー、② W・W・スミス社とマッケソン2社との合意書のスミス社社長の署名入りの別のコピー、③「W・W・スミス社 [リバプール](W. W. Smith & Co.)は、1931年の8月1日の契約内容(注:マッケソン社商品の販売と代金の回収)の実行を無条件に保証すること」を明示した合意事項の概略説明書、の3点があった。W・W・スミス社 [ニューヨーク] との間の契約合意は、当初1933年8月1日までの2年間の期限のものであったが、その後1935年8月1日まで2年間延長された。その後、コネチカット会社の清算にともなって、1935年8月1日付けで、新たにメリーランド本社およびカナダ子会社とW・W・スミス社 [ニューヨーク] との間で、同様の契約を締結した。この合意にも、W・W・スミス社 [リバプール] による「保証」("Guaranty of Agreement")が付随していた。

そもそも1931年8月1日の契約では、チャールズ・マニング社がマニング社(Manning & Company)に吸収され、チャールズ・マニング社の国内外のすべての購入・販売部門をマニング社へ移すことを規定していた。マニング社は、1931年中に、銀行業務のみに特化して、輸出部門はW・W・スミス社[リバプール]に売却するという形をとっていた。また、これと同時に、マッケソン社はマニング社の勘定口座を設けていた。そして、マニング社は、それぞれのマッケソン社の勘定で、仕入代金の支払い・売上代金の回収を行なうものとされた。

¹³⁾ SEC [1940b] p.13. そもそも未精製薬品の架空取引を通じた不正に気がついたのは、同社の監査を担当していた監査人ではなく、ジュリアン・トンプソン(Julian F. Thompson)というメリーランド本社の元役員で財務担当責任者であった(Keats [1964] pp.153-174)。1938年初旬ごろ未精製薬品の海外取引に疑念を抱いたトンプソンは独自に調査を行ない、不正の存在を確認した。こうした不正の証拠をもってトンプソンはコスターに弁明を求めたが、その直後に突然一方的にこうした破産の申し立てが行なわれたとされる(Keats [1964] pp.172-175)。

¹⁴⁾ SEC [1940b] pp.13, 41. Dennis v. McKesson & Robbins, Incorporated, U. S. D. C. District Court of Connecticut, Civil Action No.66.

¹⁵⁾ SEC [1940b] pp.15-16.

¹⁶⁾ In the Matter of McKesson & Robbins, Inc., December 6, 1938.

き、マッケソン社の本社オフィスと製造工場のあったブリッジポート近郊のフェアチャイルドに調査官を派遣した。数日間の工場での関係者への尋問および帳簿や関係記録あるいは会計システムの調査の結果、一定の情報が得られたとして、9日には、そこでの情報を基に、本件を司法省へ付託し、必要な刑事訴追のための手続を求めることとした。訴追方法について SEC 担当官が司法省と折衝した結果、本件は、ニューヨークの連邦検察庁の指揮の下、連邦大陪審で検討されることとなった。

この間、首謀者を除いた経営陣は、12月8日に1938年連邦倒産法の第X章に基づく会社再建手続をニューヨーク連邦裁判所に申し立てた。直ちに申し立ては承認され、再建債務者としてウィリアム・ウォーダル(William J. Wardall)とチャールス・ミカエルズ(Charles F. Michaels)が任命された。連邦法の優先により、すでに任命されていた管財人は解任され、会社再建手続が開始された。

一方 SEC は、司法省への付託後、刑事訴追に向けた調査の範囲を拡大した。事件の全容を把握するために、ブリッジポート近郊に加えて、調査官を、ジラード社の本拠地であったニューヨークのブルックリンとマウント・ヴァーノン、カナダのモントリオール、コスターが文書を偽造する拠点としていたコネチカット州スタムフォードにそれぞれ派遣した。また、同時に、カナダとイングランドの関係当局から情報を収集し、証拠確認が進められた。

こうした広範囲の調査の結果,証券取引所法違反についての容疑が固まり,事件の被疑者は逮捕され,立件されることとなった。12月15日,ニューヨーク連邦大陪審は,マッケソン社社長のコスター,コスターの実弟で財務担当副責任者であった G・デイトリッヒ (George Dietrich),同じくコスターの実弟で架空取引の偽装活動に従事していたヴァーナード (George Vernard),そして,法人としてのマッケソン社を,証券取引所法第13条 (年次報告書)および第32条 (罰則)違反ならびに同共謀罪で起訴した。

起訴の翌日コスターが自殺したため、12月22日、被疑者死亡となったコスターを除いた G・ディトリッヒとヴァーナードにブリッジポートでの商品発送・受入・保管部門責任者であった同じく兄弟の R・デイトリッヒ(Robert Dietrich)を加えた、3人の兄弟に対して、同一の容疑で、2度目のインダイトメントが発せられた。その後、翌1939年3月30日には、3度目のインダイトメントが発布され、3人の兄弟に加えて、シモン(Benjamin Simon)、J・ジェンキンス(John Jenkins)、L・ジェンキンス(Leonard Jenkins)、マクグルーン(John H. McGloon)、メルウィン(Horace B. Merwin)、フィリップス(Rowley W. Phillips)が起訴された。

¹⁷⁾ そもそも SEC には、直接被疑者を刑事訴追する権限が与えられていない。ただし、証券取引所法第21条 (e) では「委員会 (注: SEC を指している。以下、同様。) は、その裁量において、本法の下での必要な刑事訴追手続に着手することができるとされている連邦検察官に対して (本法の規定等にすでに違反している、あるいは違反するであろう) 行為 (acts) ないし実務 (practices) に関する利用可能な証拠を提出することができる」とされ、司法当局に対して訴追のための情報提供を行なうことができるとされている。

¹⁸⁾ マッケソン&ロビンス社の会社再建は連邦倒産法第X章の下での最初の大型会社再建事案のひとつとなった (Keats [1964] p.182)。その後、1941年4月に、26カ月にわたる破産裁判所での会社再建手続が終了し、マッケソン社は旧株主たちのもとに戻された (DeMond [1951] p.277)。

(2) 証券取引所法第21条(a) に基づく調査

SEC も、事件発覚後は、関係者の刑事訴追を求めることを目的とした"刑事調査"に専念していたが、いったん関係者が起訴された後、週明けとなる19日からは、一転して、「14年間にわたって、マッケソン&ロビンス社およびその前身であるジラード社の会計帳簿上の資産における巨額の過大表示を発見することができなかった監査実務および監査手続(auditing practices and procedures)を調査すること」に関心を移すこととなった。こうしたエンフォースメントを可能にした規定が証券取引所法第21条(a)であった。

第21条【調査;インジャンクションおよび刑事訴追】

- (a) 委員会は、その裁量において、ある者が本法の規定およびその下での(委員会)規則・レギュレーションにすでに違反している、あるいは違反しつつあると判断するために必要と考えられる調査を実施することができる。……委員会はまた、そうした違反行為のうちいかなるものについてもこれに関する情報を公開し、さらに、本法の規定を執行するうえで、あるいは、本法に関連する論点に関わるさらなる立法措置を勧告するための基礎となりうる情報を確保するうえで、必要ないし適当と考えられる事実関係(facts)、状況(conditions)、実務(practices)および論点(matters)を調査する権限を与えられる。……
- (b) こうした調査の目的で……, 委員会のすべての委員および事務官は, (聴聞の際の) 宣誓ないし確約を要請し, 証人に召喚状を発し, 証人の出頭を強制し, 証言を入手し, さらに, 委員会が審問にあたって有用ないし重要であると考える書籍, 書類, 書簡, メモ, その他の記録の提出を要求する権限を与えられる。……

そもそも証券取引所法第21条(a)は、条文前段にも明示されているように、SEC に対して、証券取引所法およびその下での SEC 規則・レギュレーションへの違反行為に対する予備的調査の権限を与える規定である。そのため、第21条(a)に基づく調査は「SEC が被疑者に対する正式な(行政)手続に着手するだけの根拠があるかどうかを判断するために行なう予備的な事実調査(preliminary inquiry)である」とされていた。第21条(a)は、さらに加えて、証券取引所法

¹⁹⁾ 本稿が依拠した資料からは、J・ジェンキンスとL・ジェンキンスがコスターの義兄弟であったこと、メルウィンとフィリップスが事件にはまったく関与していなかったものの比較的長期にわたってマッケソン社の取締役であったこと、マクグルーンが同社のコントローラーであったことしか判明しなかった。ただ、注目すべきなのは、コントローラーであったマクグルーンである。彼は元々 PW 会計事務所の所属会計士で、同会計事務所がマッケソン社と監査契約を結ぶ際にも重要な役割を果たしていた(SEC [1940b] pp.145-152)。

²⁰⁾ SEC [1940b] p.19.

²¹⁾ In the Matter of Harold T. White, Weld & Co. et al., 1 S.E.C. 575 (1936), in SEC, Decisions and Reports, Vol.1 (July 2, 1934 to December 31, 1936), p.575.

²²⁾ この規定は SEC に大きな幅の裁量を与えていると指摘されることがある。例えば、1977年から1980年まで SEC 委員を務めたロベルタ・カーメル(Roberta S. Karmel)は、必要以上に第21条(a)に基づく調査の 顕末を公表することで SEC は自らの権限強化を図ったのではないかと指摘している(Karmel [1982] p.192)。

および SEC 規則・レギュレーションへの特定の違反行為とは直接関係なしに,「(証券取引所) 法の規定を執行するうえで,あるいは,(証券取引所)法に関連する論点に関わるさらなる立法措置を勧告するための基礎となりうる情報を確保するうえで,必要ないし適当と考えられる事実関係,状況,実務および論点」を明らかにするために,独自の調査を行なうことを認めていた。

SEC は、マッケソン&ロビンス社への監査についての予備的な調査を済ませ、12月29日付けで、証券取引所法第21条(a)に基づいて、以下の3点を見極めるために公聴会を開催することを公示した。

- (1) PW 会計事務所が採用した監査手続 (audit procedure) がどんな性質のもので、詳細はいかなるもので、どれほどの範囲のものであるか
- (2) 支配的に採用され一般に認められた監査手続の基準および要請 (prevailing and generally accepted standards and requirements of audit procedure) が、問題の財務諸表の提出にあたって、どの程度 PW 会計事務所によって遵守され、適用されたか、
- (3) こうした一般に認められた監査手続の実務および原則(generally accepted practices and principles of audit procedure)に固有に備わっている保護策が財務諸表の信頼性および正確性を保証するうえで、適切であるか

12月29日付けで発せられたこの命令書では、具体的に、「1934年証券取引所法第21条 (a) に基づいて、(1)証券取引所法の規定を執行するにあたって、(2)同法第12条 (a) および (b)、第13条 (a) および (b)、その他の関連規定に関わる規則・レギュレーションを定めるにあたって、(3)同法で委員会にとって必要ないし適切であると規定するすべての論点に関わるさらなる立法措置を勧告するための基礎として役立つと思われる情報を確保するにあたって、それらの助けになるよう、(マッケソン社の資産の過大表示をめぐる)上述された(3点からの)事実関係、状況、実務、論点を見極めるために、公聴会を開催することを命令する」と明示されている。

ここでは監査証明に関わった者に対して何らかの処分を下すことは想定されておらず、この調査は、むしろ、今後の立法措置を勧告するという視野からなされたものであった。しかも、その核心は「代表的な会計事務所が実務上行なっているような一般に認められた監査手続と考えられているもの(what was considered generally accepted auditing procedures as practiced by representative firms)」を見極めるところにあった。

当時、SEC は、モンロー貸付会社事案(In the Matter of Monroe Loan Society)や州際メリヤス製造事案(In the Matter of Interstate Hosiery Mills, Inc.)などの、SEC から見て「監査上採用された手法や技術の適切性に疑問を投げ掛ける」事案を抱えていた。

²³⁾ In the Matter of McKesson & Robbins, Inc.: Order for Public Hearing Designating Officer for Taking Testimony, December 29, 1938.

²⁴⁾ SEC [1940b] p.363. 圏点は引用者による。

① モンロー貸付会社事案

まず、モンロー貸付会社事案では、支店での監査手続をめぐって、実施された監査の十分性が問題にされた。この事案では、モンロー貸付会社による証券発行の登録をめぐって、証券法第8条(d)に基づいて、登録届出書の効力を停止する停止命令を発するべきか否かを判断するための手続が進められた。これに先立ち SEC は、1938年3月4日より、第8条(e)に基づく予備調査を実施していた。その際、モンロー貸付会社側から、フィラデルフィア支店長が、長年にわたって、相当程度(金額不明)の横領を行なっていたという情報を得た。こうした情報を受けてSEC は3月29日付けで停止命令手続に着手したが、会社側が登録届出書の訂正を行なったため、いったん告示された聴聞会の開催は無期限に延期され、こうした訂正が十分であるかという観点から事実認定のみが行なわれた。

モンロー貸付会社の財務諸表は、1927年の事業開始時点から、定期的に、ローレンス・スカッダー会計事務所(Lawrence Scudder & Co.)による監査を受けていたが、同会計事務所は、会社の総資産の25%、問題とされたフィラデルフィア支店の資産の83%を超える約50万ドルにものぼる横領を発見できなかった。この横領は、フィラデルフィア支店の帳簿の記録管理、貸付けた金銭の取扱い、貸付の承認と貸付金の回収など、同支店のすべての業務活動を統括する責任者であった支店長のモンタギュー(Edward G. Montague)が行なっていたものであった。横領は、この数年前より行なわれており、そのほとんどが借入申込書を偽造することによって隠蔽されていた。

ローレンス・スカッダー会計事務所による監査の対象は、ニューアークにあった本店の会計記録のみに限定されていた。そのため、同会計事務所からは、誰も、また一度も、支店に出向いていなかった。また、各支店に保管されているはずの借入申込書もいっさい調べられておらず、支店での貸付についてもいっさい借り手への直接確認による検証がなされていなかった。同会計事務所のパートナーは、SEC に対して、もともと監査契約では本店の会計記録のみを監査対象とすると取り決められていたため、また、この会社の内部牽制システムが適切であると"合理的に確認した"ため、支店の会計記録の監査を実施しなかったと証言した。しかしながら、貸付会社の関係者の証言によれば、実際に支店の規程上の内部監査手続あるいは現実に適用されている内部監査手続に関する質問をした会計士は誰もいなかった。それゆえ、監査人がこの会社の採用する支店の内部監査および統制のシステムに実際に精通していたかは疑わしかった。

その一方で、実際に監査を担当した会計士も、SEC に対し、支店の会計記録を監査することがより良い監査実務であることは間違いないと証言した。また、本事案に関して専門家(expert)としての意見を求められたウィリアム・ベル(William H. Bell:なお、マッケソン事件での公聴会でも専門家証人となる)も、小規模な貸付会社の監査の場合、資産の実物の検証(actual verification)

²⁵⁾ SEC, Fifth Annual Report: Fiscal Year Ended June 30, 1939, p.118.

²⁶⁾ In the Matter of Monroe Loan Society, 3 S.E.C. 407, 413 (1938), in SEC, *Decisions and Reports*, Vol.3 (January 1, 1938 to October 31, 1938), pp.407-413.

²⁷⁾ 証券法第8条 (e) ここにおいて、委員会は本条 (d) の下で(注:登録届出書が重要な事実に関する不 実表示ないし表示の省略を含んでいることが明らかな場合) 停止命令を発するべきかどうかを判断するた めにいかなる事案においても調査を実施する権限が与えられる。

が最も重要な要素であり、さらに、たとえどのような方法でそれらの資産が本社スタッフによって (内部) 統制されていても、その場合の検証は、必ず、その資産が実際に配置されている場所でなされなければならないと証言した。

こうした状況から判断して、SEC は、「会計士が、その監査の全体からみて、この証券発行者のような金融会社の監査において不可欠なもの(essentials)と認められていた手続――すなわち、監査を担当した会計士が自ら認めているとおり、もし採用されていたらフィラデルフィア支店での横領を早期に発見できたと思われる手続――を省略していたのは事実である」との意見を述べた。

② 州際メリヤス製造事案

さらに、州際メリヤス製造事案では、会計事務所による監査業務に対するレビューの適切性が 28) 問題にされた。この事案では、証券取引所法第19条(a)(2)に基づいて、ニューヨーク・カーブ取引所に上場された州際メリヤス製造株式の登録を停止する・取り消すことが投資者の保護のために必要ないし適切であるかどうかが検討された。1938年2月、州際メリヤス製造の会計帳簿に異常事項があることが発覚し、調査の結果、同社の証券登録申請書(1934年)および年次報告書(1934年度、1935年度、1936年度)における財務諸表には毎年の売上総利益の過大表示とその累積としての貸借対照表項目(現金預金、売掛金、棚卸資産、剰余金)の過大表示が含まれていたことが判明した。こうした改ざんを行なっていたのは、州際メリヤス製造の監査を担当していたホームズ&ディビス会計事務所(Homes & Davis)の被用者(employee)であるマリエン(Raymond Marien)であった。

ニューヨーク・カーブ取引所では、すでに2月15日の取引開始から同社株式の取引が停止されていたが、SECは、提出された1934年度、1935年度、1936年度の財務諸表に不実表示および誤導する表示が含まれていると信じるに足る根拠があるとして、調査を開始した。6月28日に、同社株式のカーブ取引所への登録および上場を廃止すべきかどうかを判断するための公聴会が開催された。公聴会では、とくに、ホームズ&ディビス会計事務所がマリエンの業務をレビューする

²⁸⁾ In the Matter of Interstate Hosiery Mills, Inc., 4 S.E.C. 706, 722 (1939), in SEC, Decisions and Reports, Vol.4 (November 1, 1938 to May 31, 1939), pp.706-722. 州際メリヤス製造事案は、むしろ、同時に問題にされた監査人の独立性や経営者の財務諸表作成責任との関わりで取り上げられることの多い事案である。その点で、Heier and Leach-López [2010] はレビューに関する監査基準の発展という観点から州際メリヤス製造事案について考察する希少な研究である。あわせて、参照されたい。

²⁹⁾ 証券取引所法第19条 (a) 委員会は、自らの意見において投資者の保護のためにそれが必要ないしは適切であれば、以下を行なう権限を有する。…… (2) 証券発行者が本法の規定およびその下での規則・レギュレーションを遵守していないと判断された場合、適当な告知と聴聞の機会を与えたうえで、命令を発することによって、その証券の登録を認めない、その登録の発効日を延期する、あるいは、12ヵ月を超えない期間登録を停止する、取り消す (こと)。……

³⁰⁾ 一般に、会計事務所の"構成員"のうちパートナー以外は、ここでいう被用者にあたる。そのかぎりでは、被用者よりもむしろ所属会計士と呼ぶ方が適切である。ただし、少なくともこのマリエンの場合には、会計事務所の指揮・統制下で終始行動していたわけではなく、彼の実施した業務、具体的には財務諸表に関する報告書の作成という業務が、フィリップスによって会計事務所のものとして受け入れられるという形式を採っていた。そのため、マリエンに関しては、"雇われ会計士"という表現が実情を表している。

にあたって正当な注意を払ったのかどうかが主要な論点となった。具体的には、州際メリヤス製造ランスデール工場の会計帳簿に関するマリエンの報告書がレビュー担当者であったフィリップス (Theodore Phillips) によって適切にレビューされていたのかどうかが問題となった。

フィリップスは、マリエンから提出された報告書の素案を熟読し、異常な点については彼に質問を行ない、必要であれば訂正を加えていた。また、報告書のコメント部分で触れられている金額が財務諸表上の金額と一致していることを確認し、裏付資料に照らして財務諸表上の金額をチェックした。さらに、試算表残高に遡りながら貸借対照表上の資産および負債の金額もチェックした。このように、証言によるかぎり、フィリップスは、マリエンに質問し、監査調書を調べることによって、監査計画が実際に行なわれたかを確かめていた。しかしながら、実際には、フィリップスがレビューする際の起点としていた試算表残高はマリエンによって改ざんされていた。監査調書にも転載されていた試算表残高には明らかに操作された痕跡があった。試算表残高は全7頁のもので、1頁ごとに1/7頁、2/7頁のように通し番号がつけられていたが、マリエンはこれに"手書きによる"8頁目を加えていた。結果、全8頁あるにもかかわらず、1/7頁、2/7頁という通し番号が残ったままであった。いずれにせよ、フィリップスは、試算表残高の正確性については監査実施責任者であるマリエンを信頼して、試算表残高を計算照合するなどのチェックをしていなかった。

公聴会では、ホームズ&ディビス会計事務所とは関わりのない 2人の公認会計士が、監査スタッフの業務のレビューに関連した通常の健全な監査実務(usual sound auditing practice)について専門家としての証言(expert testimony)を求められた。その専門家証人は、「レビュー担当者は、監査を直接担当している会計士に対して不明な点や異常な点に関する質問を行なえば、合理的と判断できる回答をとくに検証なしに受け入れても、それで十分である、とくにレビュー担当者は、必ずしも、試算表残高や監査調書を詳細に調査することはなく、また、売掛金や外部保管された棚卸資産についての確認(書)の存在は確かめるが、確認された金額とレビュー対象になっている報告書での数字との照合までは必要とされない」として、フィリップスの実施したレビューを支持した。

こうした調査の結果、SEC は、「(最終的には) 証拠記録では、ホームズ&ディビス会計事務所によって実施されたレビューが(当時の)会計事務所によって通常採用されているものよりも狭い範囲のものであった(less extensive)ことを示すことはできなかった」としながらも、監査業務をレビューするにあたって通常採用されている実務(一般に認められた監査実務)に関して、「われわれの意見では、そうした実務には全面的な修正が必要である」と強く主張した。また、さらに進んで、「会計事務所が配下のスタッフの実施した業務に責任を持つにあたって依拠して

³¹⁾ この証言は、SEC は会計プロフェッションのものではなく自らの知識に基づいて会計・監査上の基準を 判断すべきであるという州際メリヤス製造側の弁護士の反論に対して、ホームズ&デイビス会計事務所側 の弁護士によって提出されたものである。SEC は、「最終的には、健全な会計・監査実務に対する SEC 自 身の判断を規準としてすべての専門家の証言の価値を評定しなければならないが、公共会計士実務に従事 している資格を持った専門の会計士の証言は、目的に適っており、有益であると思われる」として、SEC 公聴会での事実認定にあたって専門家証人の証言を受け入れることを認めている。

いるレビューは、監査計画における特定の項目の実施状況に関するおざなりの質問を超えるものでなければならないことは自明であると思われる。レビュー担当者は、異常な項目についての説明を、監査調書からの詳細な裏付けもなしに受け入れるべきではない」との見解を述べた。

これら2つの事案に共通していたのは、それ以前のような、監査証明に携わった会計士の独立性や監査証明書の記載様式ではなく、監査証明書の基礎となっている実施された監査自体が合理的であったかどうかを問題にしている点である。しかも、合理的な監査が実施されたかどうかを判定するための規準として"一般に認められた監査手続"にあたるものを想定していたことである。こうした状況の中で、SEC は、"一般に認められた監査手続"を知るために、マッケソン&ロビンス事件の以前から、局地的な領域ではあるが、専門家証人による一般に認められた監査実務についての証言を必要としていた。

(3) 公聴会での専門家証人の証言

マッケソン&ロビンス社への監査に関する SEC の公聴会は、1939年1月5日に開始され、4月25日まで続けられた。その間、マッケソン社の役員や従業員、PW 会計事務所のパートナーと所属会計士、さらに SEC が専門家証人(expert witness)として出廷を要請した会計士を中心に、 $^{32)}$ 合計 $^{32)}$ 合計 46 人が証言を行なった。

公聴会の前半部分では、監査を担当した PW 会計事務所の監査スタップ、被監査会社であるマッケソン社の役員および従業員への聴聞が行なわれ、PW 会計事務所の採用した監査手続がいかなるものであったのか、について詳細に検討された。

続いて後半、SEC は、「会計プロフェッションを横断的に代表する者たちの意見を聴取することを通じて一般に認められた監査手続を明確にするという目的で」、2月20日より、専門家証人に対する意見聴取を開始した。ここでは、12人の会計士が専門家証人として出廷した。出廷順に、それぞれ以下のとおりである。

^{32) 46}人の内訳は、PW 会計事務所のパートナーと所属会計士が9人、専門家証人としての会計士が12人、全 米コントローラー協会および全米コンサルタント技術者協会の代表者がそれぞれ1人、再建債務者任命の レイデスドルフ会計事務所の代表者が2人、マッケソン社の従業員が8人、取締役が11人、偽造文書の作 成に携わった人物1人、さらにSEC の会計調査官1人であった。

³³⁾ 証人となった PW 会計事務所の監査スタッフは、出廷順に、以下のとおりである。

¹ ロウボッサム (Geoffrey G. Rowbotham):パートナー

² ジャレグイ (Anthony Jaureguy):パートナー, 元担当マネージャー

³ ソーン (Ralph E. Thorn): 担当マネージャー

⁴ リッツ (Albert B. Ritts): ブリッジポートでの上級会計士

⁵ ワイマン (George F. Wyman): ブリッジポートでの上級会計士

⁶ グラハム (William Combrinck-Graham): ブリッジポートでの下級会計士

⁷ シュミンケ (Herbert Schmincke): ブリッジポートでの下級会計士

⁸ ヒル (Clifford H. Hill): ブリッジポートでの下級会計士

⁹ キャメロン (Arnold Guyot Cameron, Jr.): ブリッジポートでの下級会計士

このうち、マッケソン社に対する監査への関与が比較的大きかったロウボッサム、ソーン、リッツについては、複数回にわたって、聴聞が行なわれた。

³⁴⁾ Edwards [1960] pp.164-165.

- 1 サミュエル・ブロード (Samuel J. Broad): ピート・マーウィック・ミッチェル会計事務所 (Peat, Marwick, Mitchell & Co.)
- 2 オリヴァー・ウェリントン (Charles Oliver Wellington): スコーヴェル・ウェリントン会計 事務所 (Scovell, Wellington & Co.)
- 3 ヴィクター・ステンプ (Victor H. Stempf): トゥッシュ・ニーヴェン会計事務所 (Touche, Niven & Co.)
- 4 ウィリアム・ベル (William H. Bell): ハスキンズ&セルズ会計事務所 (Haskins & Sells)
- 5 ノーマン・レンハート (Norman J. Lenhart): ライブランド・ロスブラザーズ&モンゴメリー会計事務所 (Lybrand, Ross Bros. & Montgomery)
- 6 ジョン・マシーソン (John K. Mathieson): マシーソン・エイトケン会計事務所 (Mathieson, Aitken & Co.)
- 7 ヘンリー・ホーン (Henry A. Horne): ウェブスター・ホーン&ブランシャール会計事務所 (Webster, Horne & Blanchard)
- 8 チャールズ・コックマン (Charles B. Couchman): バロウ・ウェード・グスリー会計事務 所 (Barrow, Wade, Guthrie & Co.)
- 9 ヒラム・スコヴィル (Hiram T. Scovill): イリノイ大学
- 10 ジョセフ・クレイン (Joseph J. Klein): クレイン・ヒンズ&フィンケ会計事務所 (Klein, Hinds & Finke)
- 11 ジョージ・ベイリー (George D. Bailey): アーンスト&アーンスト会計事務所 (Ernst & Ernst)
- 12 チャールズ・ジョーンズ (Charles W. Jones): アーサー・アンダーセン会計事務所 (Arthur Andersen & Co.)

このように、12人の会計士のうち11人が大手ないし中堅会計事務所のパートナーで、残り1人

^{35) 11}の会計事務所の全米監査市場での位置付けを示すために、問題となった1937年の事業年度で証券取引 所法に基づいて SEC に提出された財務諸表の監査証明に関するデータを挙げておく(SEC [1940b] p.139)。 数字は監査証明された財務諸表の数(のべ)と占有度である。

	会計事務所名	監査証明数	占有度%
1	プライス・ウォーターハウス会計事務所	238	11.91
2	アーンスト&アーンスト会計事務所	204	10.21
3	ライブランド・ロスブラザーズ&モンゴメリー会計事務所	162	8.11
4	ハスキンズ&セルズ会計事務所	157	7.86
5	アーサー・アンダーセン会計事務所	127	6.36
6	ピート・マーウィック・ミッチェル会計事務所	103	5.15
7	アーサー・ヤング会計事務所	67	3.35
8	レイデスドルフ会計事務所	39	1.96
9	トゥッシュ・ニーヴェン会計事務所	36	1.80
10	バロウ・ウェイド・グスリー会計事務所	35	1.75
	上位10事務所 合計	1,168	58.46

が会計学担当の大学教員であった。専門家証人に対する審問に限っては、主任会計官であるウィリアム・ワーンツ(William W. Werntz)が担当した。聴聞は、2月20日のブロードから、3月14日のジョーンズまで、1人1日ごとで実施された。彼ら専門家証人に対しては、以下のような7つのカテゴリーに分類された共通の質問に基づいて、聴聞が進められた。

- I. 現在の所属, これまでの経歴に関連する質問(会計事務所内のものだけでなく, AIAや州会計士会におけるものを含む)
- Ⅱ. 財務諸表監査の範囲に対する認識および理解に関連する質問
- Ⅲ. 所属する会計事務所での監査のやり方(とくに、新規顧客に対する予備調査、契約上の監査 範囲の設定)。そこでのスタッフ組織と訓練に関連する質問
- Ⅳ. 所属事務所での財務諸表監査の各場面での実施(内部牽制および統制システムの調査,個々の貸借対照表項目の監査,損益計算書項目の監査)に関する質問
- V. 所属事務所での個々の監査業務についてのレビュー手続に関連する質問
- VI. 監査報告書の作成方法に関連する質問
- Ⅲ. その他、監査全般に関わる示唆やコメントを求める補足的質問

公聴会の記録は4,587ページにもおよび、提出された証拠資料は285点で合計3,000ページを超えるものとなった。この公聴会は、会計プロフェッションにとっても重要な意味を持っていたと考えられる。AIA の機関誌 *The Journal of Accountancy* 誌では、1939年4月号から6月号にかけて、専門家証人による証言のうちの重要部分を取り上げ、転載している。この転載にあたって、4月号の論説欄では、以下のように解説している。

(専門家証人による証言は)監査を学ぶ者と監査実務者にとってのまさに情報の宝庫となるだろう。われわれの見るところ、この証言の持つ価値は、プロフェッションにとっても公衆にとっても、計り知れないものである。この証言は、まず第一に、監査手続についての最低限度の基準(minimum standards of auditing procedure)に関して共通に理解されているものとこうした基準として共通に受け入れられているものを示している。また、これは、監査の範囲が個々の監査人の気まぐれや被監査会社の指示に左右されるといった不幸にも蔓延っている誤解を払拭するのに大きく役立つだろう。

会計プロフェッション側の視点から見ても、それまでは、ただ漠然と個々の監査実務者ごとに 意識されていた、あるいは、会計事務所ごとに共有されていた"一般に認められた"監査手続な

^{36) 12}人すべてがいずれかの州の公認会計士 (C. P. A.) 資格の保持者である。唯一大学教員であったスコヴィルも、実務家出身で、シカゴにあるマグレガー・チェース会計事務所で監査実務の経験がある (SEC [1939] pp.431-432)。

³⁷⁾ Editorial, The Journal of Accountancy, Vol.67, No.4, April 1939, pp.194-195. 圏点は引用者による。

いし監査実務について、公聴会という公の場において、客観的かつ具体的に"語られる"ことが 非常に重要な意味を持っていることは間違いないことであった。これによって、いわば、それま で個々の実務者の頭の中、ないしは、個々の会計事務所のやり方の中にあった"監査基準"が客 観的な形で姿を見せてきたことは、歴史的に見て、決定的な意義があるものと思われる。

なお SEC の側も、この専門家証人による証言について、その重要性に鑑みて、「監査実務者および監査を学ぶ者だけでなく公衆一般にとっても即時的な関心のあるところであり、監査手続のさらなる発展に寄与するであろう」として、1939年 9 月15日付けで、証言記録を 1 冊にまとめて公刊した。

4. SEC による調査の結果 SEC はこの事件をどうみたのか ---

公聴会は1939年 4 月25日までですべて終了したが、一連の調査を踏まえた調査報告書はしばらく出されなかった。マッケソン事件の調査報告書が公表されたのは翌年1940年12月 5 日、調査を開始してからほぼ 2 年経ってのことであった。

本報告書は、主任会計官ワーンツの指揮の下で、主任会計官室の調査会計官であったアンド 40) リュー・バー (Andrew Barr) と上級弁護士であったガルピアーの手によって起草・作成された。SEC によって洗い出された論点は、①監査人の選任、契約上の監査範囲の設定、スタッフの構成・教育訓練、新規顧客に対する予備調査、②内部牽制および統制システムの調査、③現金預金に対する監査、④売掛金に対する監査、⑤親子会社間取引から生じる項目の監査、⑥棚卸資産に対する監査、⑦その他の貸借対照表項目の監査、⑧損益計算書項目の監査、⑨薬品販売子会社の監査上の取り扱い、⑩会計事務所でのレビュー手続、⑪監査報告書、および、⑫監査報酬、と監査プロセスの全般にわたる広範なものであった。

調査報告書では、マッケソン社への監査において PW 会計事務所の監査人が採用してきた個々

³⁸⁾ SEC [1939].

³⁹⁾ SEC [1940b]. また、同調査報告書の要約にあたる第1章(「事実認定と結論 (Findings and Conclusions)」) 部分については、その重要性から、同日、会計連続通牒 (Accounting Series Release) 第19号 (SEC [1940a]) として公表された。

⁴⁰⁾ のちに1953年11月より1972年1月の16年間にわたって主任会計官を務めることになるアンドリュー・バーは、1938年にSECスタッフとなるとすぐに、ワーンツの下で本件マッケソン事件への調査の基礎資料の収集という重要な任務を任された。さらに、専門家証人への聴聞に関しても、そこでの質問内容の作成という重要な役割を果たした(Previts and Flesher [1994] pp.222-224)。

⁴¹⁾ SEC [1940b] p.III.

^{42) 1928}年度の監査から1937年度の監査までの主要なスタッフ配置は以下のとおりである。

^{・1928}年度以降、マッケソン社の監査に関して人員を配置する責任を持っていたのはパートナーのロウボッサム(Geoffrey G. Rowbotham)である。さらに当時の PW 会計事務所では、マッケソン社の監査のようなケースでは、ニューヨーク事務所のマネージャーが業務全体を指揮・統括することになっていた。

[・]ジャレグイ(Anthony Jaureguy)は、パートナーに昇格するためにボストン事務所に異動した1932年の監査まで、マネージャーとしてマッケソン社の監査全体に責任を持っていた。

[・]ソーン (Ralph E. Thorn) は、ジャレグイを引継いで、1932年度の監査以降1937年度の監査に至るまで、マッケソン社の監査全体に責任を持つマネージャーであった(1931年秋の試験に合格して1932年春にニノ

の監査手続についての事実認定と評価がなされている。本稿では、そのうち、内部牽制および統制システムの調査、現金預金に対する監査、売掛金に対する監査、棚卸資産に対する監査についてのものだけを取り上げて、PW会計事務所の実施した監査手続に対する SEC の評価および結論を中心に概括することとする。

(1) 内部統制システムの調査について

『独立の公共会計士による財務諸表の監査(Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants)』では、「監査計画を策定するにあたって会計士が考慮すべき重要な要素は、監査対象組織の内部牽制および統制(internal check and control)がいかなるもので、また、どの程度のものであるかである」と規定されていた。これを踏まえて SEC は、「監査しなければならない取引の割合を確定するためだけでなく、実際に監査した記録にどれだけ依拠できるか、また、そこから推定して、実際に監査していない部分にどれだけ依拠できるかを判断するために実施しなければならないテストの種類を確認するために、被監査会社の(内部牽制および統制)システムの正確な評定が必要とされる」という基本的理解の下で、監査人による内部牽制および統制システムの調査をとくに重要視していた。

① 内部牽制および統制システムを調査する手法について

PW 会計事務所のスタッフの中で、ブリッジポートでの内部牽制および統制システムの調査を目的として工場を視察したのはソーンだけであった。ソーンは、現場担当になった1928年度の監査で、製造活動に関する知識が自らの監査業務に有用であると考え、工場を視察した。また、本社にて、社長のコスターとも製造活動についての十分な議論を行なった。しかし、それ以降は、後任のリッツもその配下のスタッフも、誰一人工場を視察することはなかった。こうした点に対して、SEC は、「このように、監査対象となっている(工場での)資産や事業活動への物理的接触について関心を欠いていたことは、専門家証人の証言および権威ある監査文献での記述から判断しても、支持されるものではない」と指摘した。

また、PW 会計事務所では、被監査会社の内部牽制および統制システムの適切性に関して必要な情報を得るための手段として、長年にわたって、質問表(questionnaire)を利用していた。こ

ユーヨーク州の公認会計士となった)。

[・]リッツ (Albert B. Ritts) はブリッジポート・オフィスでの業務を割り当てられたシニアであった。リッツは1931年のブリッジポートでの業務に関してソーンの監査補助者となり、翌年ソーンが連結会計業務を助けるためにニューヨークに滞在することになってからは、ソーンの業務を引継いで、1937年度の監査に至るまでブリッジポートでの業務に携わり、直近にはニューヨークでのソーンの連結会計業務を補助していた(1937年春にニューヨーク州の公認会計士となった)。1937年度は、1932年度から1936年度までマッケソン社の別の部門での監査を経験したワイマンが代役としてブリッジポートでの業務を割り当てられた。

⁴³⁾ AIA [1936] p.8.

⁴⁴⁾ SEC [1940b] p.378.

⁴⁵⁾ SEC [1940b] pp.175-176.

⁴⁶⁾ SEC [1940b] pp.379-380.

⁴⁷⁾ SEC [1940b] pp.176-183.

のような内部統制に関する質問表による情報収集は、一般に用いられる手法のひとつであった。 しかしながら、公聴会の証言から、多くの会計士がこうした内部牽制および統制システムの調査 を相当にぞんざいなやり方で実施していたことが明らかになった。とくに、本件の場合、それぞ れの部門ごとの会社組織の概要を理解するための質問や海外未精製薬品事業に直接関わっていた G・デイトリッヒに関連する質問が未実施であったこと、あるいは、用いられた手法ではマッケ ソン社での海外未精製薬品事業の取り扱い方法の異質性を見出すことができなかったことなど、 いくつかの落ち度が見られた。SEC は、これらのことによって、PW 会計事務所が質問書により 入手した結果は、全体としてその有用性を弱められたと指摘した。

② 内部牽制および統制システムの評定について

内部牽制および統制に関わる重要な質問事項へのPW会計事務所のアプローチの仕方は以下のようなものであった。まず、パートナーのロウボッサムは、回答された質問表には目を通しておらず、その代わりにマネージャーのソーンを信頼して質問に対する重要な発見事項があればこれを報告するようにさせていた。こうした中、ソーンは、質問表から内部牽制および統制における些細な弱点(minor weakness)を見出したが、こうした種々の弱点はロウボッサムに報告するほど重要なものではないと判断した。また、質問表をどのように利用するかは直接業務にあたっているシニアの裁量に委ねられるものと考えていた。ブリッジポートで内部牽制および統制について評定するための情報を集めていたリッツは、内部統制に関する一般的な質問を行なう任務を果たせばよいと考えていた。結果的にリッツは、8年間もブリッジポートでの業務に携わったにもかかわらず、ブリッジポートの各オフィスで海外向け未精製薬品取引がどのように取り扱われていたのか、そのやり方を正確に把握していなかった。

リッツのソーンへの、ソーンのロウボッサムへの報告は、ブリッジポートでの内部牽制システムはおおむね良好であるという内容であった。しかし、ブリッジポートでの状況とその他の部門での状況とでは明確な相違点が見られた。ブリッジポートでは、外部からの送金に関わる郵便物を開封する権限を持った G・デイトリッヒがその一覧表を作成しておらず、また、カナダ会社のすべての帳簿は、当初は G・デイトリッヒが、のちにはその指揮下のある帳簿係が記録・管理していた。SEC は、「執行職能が分掌されていないことは、帳簿係や出納係への統制を強化する側面があるかもしれないが、本件の場合には、その代償は高くつくように思われる。分掌がなされていないことは、とりわけ、現金預金(の管理)その他の職能への統制と結びつくときには、より詳細な調査ないし試査を必要とする(内部牽制上の)弱点を示しているのはわれわれには明らかである」と指摘した。結論として、PW 会計事務所による内部牽制および統制システムの評定が、事件に関与した者を含むマッケソン社の役員に対しては、甘いものであったことを SEC は指摘した。

⁴⁸⁾ SEC [1940b] p.381.

⁴⁹⁾ SEC [1940b] p.382.

⁵⁰⁾ SEC [1940b] p.188.

⁵¹⁾ SEC [1940b] p.384.

(2) 現金預金に対する監査について

マッケソン社の監査に利用するためのすべての項目に対する監査計画は担当マネージャー (1932年度から1937年度まで)のソーンによって作成された。現金預金にかかる監査業務もこうして策定された現金預金にかかる監査計画に準拠して実施されており、実施された監査業務は、監査の範囲について、一般に認められた当時のプロフェッションの基準に合致していた。

本件においてとくに重要なこととして、PW 会計事務所では、現金回収がなされていることが 現金預金取引自体の真正性に対する(つまり、取引が本物であることを裏付ける)最善の証拠であ ると考えられ、それゆえに、現金監査業務の結果に大きな力点が置かれていた。

① 預金の確認について

監査計画では、帳簿締切日前後それぞれ3日間の複製の預金入金票(duplicate deposit slips)と預金出納帳記入との比較を求めていたが、ブリッジポートではそうした複製の入金票は入手できなかった。マッケソン社側がブリッジポート・オフィスでの保管をしていなかったためである。代わりに、銀行残高証明書に示された預金残高を預金出納帳との照合に用いた。ブリッジポート以外の薬品販売会社については複製の入金票との照合がなされたが、それらの場合も、入金票の原票(original deposit slips)や銀行側によって真正性を保証された入金票写票(copies authenticated)は、入手していなかった。監査の予備段階で社長のコスターからこの手順を省略するように要請されたためであり、PW 会計事務所も、この手順の実施をコスター側に推奨はしたものの、最終的にこの場合にどうしても必要な手順とは考えなかった。

SEC は、「(当時の)通常実施すべき監査手続は、PW 会計事務所に対して、銀行から入金票の原票を入手することを要求してはいなかった」としながらも、ブリッジポート以外では複製の入金票を調べていることから判断して、「もし監査人が、自らの判断で、その状況の下で、ある監査手続を必要と考えたのであれば、被監査会社からの要請でそのような手続を省略したことは、……職業専門家としての責任を放棄したことにほかならないであろう」とブリッジポートでの預金監査のあり方を批判した。

② マニング社の真正性に対する調査について

本件では、マニング社を実在する銀行として受け入れたことが現金預金取引を真正のものとし

⁵²⁾ 全15項目から成る現金預金に関する監査計画が SEC [1940b] pp.195-196に転載されている。

⁵³⁾ 貸借対照表監査は、とりわけ貸借対照表上の資産項目と負債項目の残高の検証(verification)から成り立っていると広く理解されていたが、現金預金の検証という場合でも、PW会計事務所の監査人たちは「現金預金取引(cash transactions)を適切に検証することが、現金預金の残高を検証するだけでなく、得意先や債権者との間の取引の真正性を確かめるうえでも、重要な監査上の手順である」(SEC [1940b] p.193)と認識したうえで監査を行なっていた。

^{54) 『}独立の公共会計士による財務諸表の監査』では、「ある場合には、そうした(預金の)照合は入金票の原票や真正性を保証された入金票写票でのチェックまで拡張することができる」(AIA [1936] p.12) と、これを任意の手順としていた。

⁵⁵⁾ SEC [1940b] pp.196-197.

⁵⁶⁾ SEC [1940b] p.388.

⁵⁷⁾ *Ibid*.

て受け入れることに繋がっており、それが1931年から事件発覚までの間まったくの虚構であった海外未精製薬品事業に実態を与えてしまう決定的な要因になっていた。SEC の見るところ、この点は、現金預金だけでなく、売掛金や棚卸資産が偽装されたものであったことを暴けなかった580 こととも関係した非常に重要な点であった。

PW 会計事務所の監査人は、マニング社が設立されたとされる1931年の時点から、同社を実在する銀行であると誤認し続けていた。1931年度の監査においてブリッジポートでの業務を担当していた責任者は(マネージャーになる前の)ソーンであった。マニング社の素性に関連してソーンが閲覧したのは、マッケソン2社(コネチカット会社とカナダ会社の2社)が1931年8月1日付けでW・W・スミス社との間で取り交した署名入りの契約書であった。そこでは、マニング社がチャールズ・マニング社を買収する旨、マニング社が完全子会社としてW・W・スミス社[ニューヨーク]を設立する旨が説明されていた。PW 会計事務所側はその存在を認識していなかったが、上記の契約書のコピーに付帯されていた8月1日付けのマッケソン2社とマニング社との間の9ページの合意事項が存在していた。そこではマニング社の共同パートナーシップとマッケソン2社の間で契約された銀行業務サービスについて規定されていた。同パートナーシップは、100万ドルを上限として、商品の発送を賄うための信用状を取り扱うための組織とされていた。これがマニング社を銀行であると見なさせる根拠であった。

いずれにしても、監査人は、こうしたマニング社との間の契約については一度も見たことがなかった。しかし、閲覧できなかったマニング社との契約合意に記載されていたとおり、マニング社はそれまでチャールズ・マニング社の行なっていた外国為替および銀行業務のすべてを取得したと聞かされていたため、マニング社を銀行であると思い込んでいた。公聴会で、ソーンは、PW会計事務所現地カナダ法人のモントリオール・オフィスに対してマニング社が架空のものであって銀行ではないことを明らかにできるような調査を依頼するようなことは慣例的ではなかったし、思いつくこともなかったと証言している。また、1932年度にソーンの業務を引継いだリッツも、さらに1937年度にリッツの業務を引き続いたワイマンも、マニング社が銀行であることに対しての疑念をとくに抱くことはなかった。

結論的には、監査人にとって、マニング社から得られる毎年の残高確認とマニング社からマッケソン社のニューヨーク銀行口座への預金振替記録が、マニング社を実在するものと受け入れるための強力な根拠になっていたようである。しかしその一方で、マニング社が通常の商業銀行業務を営んでいなかったこともまた明らかであるとして、SEC は「全体の取引についての真正性を裏づける最適な証拠が得意先からの代金回収に求められていることを考え合わせると、こうし

⁵⁸⁾ SEC [1940b] p.389.

⁵⁹⁾ SEC [1940b] p.201.

⁶⁰⁾ SEC [1940b] pp.202-203.

⁶¹⁾ SEC [1940b] pp.57-59.

⁶²⁾ SEC [1940b] p.208.

⁶³⁾ SEC [1940b] pp.210-215.

⁶⁴⁾ SEC [1940b] pp.212-213, 392.

た(通常の商業銀行業務を営んでいないという)事実から、とくに納入業者および得意先とマニング社のような決済業者との間の直接の取引という観点からのいっそうの調査が必要とされてもおかしくないだろう」と指摘した。

とくに本件の場合には、「現金預金による代金回収や代金支払いのような銀行を通じた取引が、その基礎にある(仕入および売上)取引の真正性を裏づける証拠と見なされているのだから、素性の分からない銀行が本物であるかどうかを確かめるにあたってだけでなく、銀行を通じて行なわれている実際の取引が想定されているとおりのものであるかどうかを確かめるにあたっても、もっと大きな注意が払われてしかるべきであろう。……(そうした観点からすると)現金監査業務だけでは監査計画全体の中核として多くの監査人が担っていると思われる重責に耐えうるものでなく、他の監査上の手順を強化してその重責を分担するべきである」というのが SEC の結論であった。

(3) 売掛金に対する監査について

PW会計事務所によって採用された売掛金にかかる監査計画は、おおむね、当時の一般に認められた監査実務に従ったものであった。この監査計画が海外未精製薬品の売掛金が偽装されたものであったことを監査人に気づかせることができなかったのは、入手した証拠を適切に理解し、評価していないこと、および、得意先への直接確認という監査上の手順を省略したことに原因があった。

① マッケソン社の売掛金勘定の特徴

マッケソン社の得意先勘定には際立った特徴があった。1937年度末のコネチカット事業部の海外得意先に対する売掛金残高は750万ドル以上にのぼり、得意先ごとの金額も大きかったが、そのうち支払期日が過ぎた売掛金はいっさいなかった。カナダ子会社についてもほぼ同様で、150万ドルを超える期末残高のうち支払期日を過ぎた売掛金は、わずかに3件(14,520ドル、10,788ドル、13,485ドル)のみであった。これについて、監査人(リッツおよびワイマン)も、「異常なほどに良好な(unusually good)」あるいは「若干通常でない(a little unusual)」状況と捉えてはいたものの、とくに疑念を生じさせるものとは理解しなかった。さらに、これらの売掛金勘定には、売上戻り、売上値引、売上割引あるいは貸倒れによる貸方記入がまったくなかった。こうした「通常ではない(unusual)」状況もまた、彼ら監査人の疑念を引き起こすものではなかった。

⁶⁵⁾ SEC [1940b] p.392.

⁶⁶⁾ Ibid.

⁶⁷⁾ 全18項目から成る売掛金に関する監査計画が SEC [1940b] p.216に転載されている。

⁶⁸⁾ SEC [1940b] pp.392-393.

⁶⁹⁾ とくにワイマンは、売掛金は実際に回収されていたため、また監査人の唯一の関心が売掛金の価額であったために、売掛金が通常でないことに強い疑念を持つことはなかったと証言している(SEC [1940b] p.218)。さらに、記録では支払期日には全額速やかに回収されているし、また、別にW・W・スミス社 [リバプール] による回収保証も存在しているから、売掛金に対する貸倒引当金の計上はいっさい必要ないというのがリッツの見解であった(SEC [1940b] p.220)。

こうした特徴にもかかわらず、文書上の証拠は監査人にはとくに異常とは映らなかったため、また、記録では売掛金は適切に回収されていたため、売掛金(勘定)は真正のものとして受け入れられていた。海外未精製薬品での売掛金の真正性を実際に証明するものは売掛金が回収されているという事実であるというのが彼ら監査人の考えであった。監査人は、得意先に掛売上がなされ、その対価としての現金預金が受け取られた証跡が存在すれば、その取引の真正性に対してあえて疑問を差し挟むことはないと考えていた。しかしながら、その現金預金が得意先から直接受け取られたものでなければ、こうした仮定は成り立たない。実際には、取引がマニング社によって媒介されるようになった1931年以降、マニング社が本当に銀行であるかを確かめるための調査はいっさいなされなかった。現金回収分は(W・W・スミス社[ニューヨーク]が商品を発送したことになっている)得意先から受け取っている旨のマニング社からの通知書および月次報告書を信用し切っていた。つまり、とくに1931年以降、売掛金が回収されたことの証明は、マニング社を銀行として受け入れることを前提にしてはじめて成り立つものであった。この場合、実際には得意先から直接の入金があったわけではないので、回収されたという外観があったとしてもそれだけではまだ実態のない幻影にすぎないことは明らかであった。

② 売掛金に関する確認の省略について

本件では、1931年度以降の監査における合意事項として、売掛金について確認を実施しないこととされていた。PW会計事務所は、翌1932年度の監査で連結薬品販売会社に関して売掛金への確認を実施することをマッケソン社側に提案したが、その時もブリッジポートでの業務に関しては必要ではないと判断していた。薬品販売会社における売掛金についてのみ確認を提案したのは、そこではブリッジポートよりも内部統制が弱かったこと、回収がより遅かったことが理由であった。

ここでの基本的な考え方は、「……確認は、適切な内部牽制システムを保持している会社の場合には、しばしば不必要であると考えられるが、一方で、異常事項を洗い出すための最も効果的な手段のひとつである」という『独立の公共会計士による財務諸表の監査』での考え方に従ったものであった。ブリッジポートで売掛金の確認を実施しないのは、ブリッジポートでは「適切な内部統制システムを保持している」と判断されたためということになる。

公聴会でSECは、PW会計事務所がブリッジポートでの内部統制を正当に評価していたといえるかについて検討した。海外販売取引に対する内部統制の有効性の程度を正確に把握するためには、監査人は、まずもって、商品の販売、とりわけ輸出にかかわるマッケソン社の実務手続きを正確に把握している必要があるが、SECの見るところ、監査人がこれを詳細に把握していた

⁷⁰⁾ SEC [1940b] p.393.

⁷¹⁾ SEC [1940b] p.225.

⁷²⁾ SEC [1940b] p.394.

⁷³⁾ SEC [1940b] pp.154, 229.

⁷⁴⁾ SEC [1940b] p.229.

⁷⁵⁾ AIA [1936] p.15.

⁷⁶⁾ SEC [1940b] pp.231-241.

とは言い難い状況であった。PW会計事務所の中で最も長い期間にわたってブリッジポートでの監査業務に携わったのはリッツであったが、彼のマッケソン社の輸出にかかわる実務手続きへの理解は、公聴会での彼の証言から判断して、かなり覚束ないものであった。例えば、監査では大量の商品発送を裏付ける船荷証券(bill of lading)を確認しているとしながら、証言の中では、棚卸商品がカナダに保管されるようになってから船荷証券を調べたかどうかも思い出せないという具合であった。また、リッツの前任で、その後長い間担当マネージャーであったソーンについても、その証言によるかぎり、取引の実在性を裏付けるにあたって、販売をめぐって残される文書上の証拠に依拠するのではなく、売掛金が実際に回収されている点に依拠した判断を行なっていたようであった。

結局、PW 会計事務所の監査では、海外未精製薬品に関する売掛金については、回収保証が存在していたこと、取引にとくに異常性が見受けられなかったこと(さらにその文書上の証拠もあったこと)、得意先勘定に対するトップ・マネジメントによる統制が効いていたこと、また他面では、最終的な監査判断を下す段階までに得意先勘定の大部分がいつも回収されていたことを理由に、確認が必要であるとされなかった。

公聴会開催時点における権威ある見解の大多数は、最終的な監査判断の前に相当程度回収されていることが明らかになっている場合には売掛金の確認は不可欠ではないという見方を支持していた。そのため、SEC も「(本件の場合)海外未精製薬品に関する売掛金に関連して確認を省略したこと自体は問題視されるべきではない」と判断した。しかし、その一方で、「しかしながら、たとえ選択的な試査であったとしても、すべての状況の下で売掛金の確認が認められた実務であったとしたならば、そうした試査は(かなり早期のうちに)売掛金の偽装性を明らかにすることができたであろう」ことも強調した。

最終的に SEC は、「得意先勘定に対する慎重な確認は、これまですべてのケースで強制されると考えられてきたわけではないが、良き実務であることには相違なく、われわれの見解では、通常実施すべき監査手続とすべきものである」と指摘した。

(4) 棚卸資産に対する監査について

1935年のある時点から、問題の棚卸商品はカナダにある納入業者の倉庫に保管されていると想定されていた。また、それ以前は、1933年と1934年の2年間はすべてがブリッジポートにある

⁷⁷⁾ この回収保証に関連して、 $W\cdot W\cdot X$ ミス社 [リバプール] の信用格付けについての専門調査会社ダン&ブラッドストリート社の報告書があったが、監査人は、報告書を同社から直接入手するのではなく、毎回、マッケソン社の $G\cdot ディトリッヒから手に入れていた。SEC は、報告書を直接に入手していたとすれば、少なくとも1936年の時点で、ダミー会社である <math>W\cdot W\cdot X$ ミス社 [ニューヨーク] が、まだ4年も回収保証の期間を残しているにもかかわらず、解散していたことが明らかになったであろうと指摘している(SEC [1940b] p.219)。

⁷⁸⁾ SEC [1940b] p.394.

⁷⁹⁾ *Ibid*.

⁸⁰⁾ SEC [1940b] p.396.

マッケソン本社の工場に、さらに1933年までは一部が営業倉庫に保管されていると想定されていた。そしてこれらの棚卸商品はすべて実在していなかった。

コネチカット事業部においても、またカナダ子会社においても、現場の担当監査人は、マネージャーであるソーンの策定した監査計画に準拠して、必要な監査手続を実施した。とくに、コネチカット事業部でも、カナダ子会社でも、社長のコスター、財務担当副責任者のG・デイトリッヒ、さらにコントローラーのマクグルーンの署名入りの棚卸資産の品質・数量・状態に関する証明書(inventory certificates)が入手されていた。しかし、その一方で、棚卸資産の実物調査や実地棚卸への直接的な監視はいっさい行なわれていなかった。

① 棚卸資産の価額決定(pricing)に対する監査について

PW 会計事務所は、棚卸資産が適切に価額決定されていたかを確かめるため、棚卸資産の価額決定に用いられている価格(単価)を、前年度の価格、当年度の仕入価格、実地棚卸日以降のマッケソン社の販売価格、および、時価相場価格と比較した。こうした手続自体は権威ある見解の支持を受けていた。

しかし、マッケソン社が取り扱う商品が未精製薬品という特殊な商品であったためか、監査人は、棚卸商品のいくつかの品目について公表された相場が得られないという事態に直面した。その場合には、専門ディーラーに問い合わせて、相場価格を入手していた。このようにして海外未精製薬品の棚卸資産価格(単価)と相場価格を比較したところ、いくつかの品目について品質やパッケージ方法に関して対応させられないこと、相場価格と仕入・販売価格との間に著しい乖離があることが明らかになった。監査人は、乖離は取引数量が原因であるとのブリッジポート工場での説明を受け入れて、相場価格(単価)が適用される数量についてはまったく検証しようとしなかった。単価に対するテスト手続に関しては売上および仕入のインボイスに過度に頼っていた

⁸¹⁾ 全24項目から成る棚卸資産に関する監査計画が SEC [1940b] pp.252-253に転載されている。

⁸²⁾ SEC [1940b] pp.254, 272-273.

⁸³⁾ SEC [1940b] pp.261-267.

⁸⁴⁾ SEC [1940b] p.401.

⁸⁵⁾ SEC [1940b] pp.255, 263.

⁸⁶⁾ 現場の監査人は、数量に適合した相場価格を得るのに問題がある場合には、ブリッジポート工場の原価計算部門のオステルホウト(Harry W. Osterhout)という人物に相談していた。しかし、SEC は、話を聞くべき相手は別にいたはずだと判断した。マッケソン社の販売部門のバイヤーであったハーマン(Charles Hermann)は未精製薬品取引に長い経験を持っていたが、当時ニューヨーク本社に勤務していたこともあって、監査人から未精製薬品事業に関する相談を受けることはなかった。オステルホウトではなく、ハーマンからの情報が得られれば、未精製薬品事業へのより正確な知識が得られたであろうと SEC は結論した。ハーマンの意見では、棚卸商品の事実上すべての品目の数量が1年間のアメリカ国内での取引量ないし輸出量よりも多いということであった(SEC [1940b] p.269)。しかも、全40品目のうち8品目は商取引上見られない大きさないし種類の容器で保管されているということであった(「bid.)。例えば、駆虫剤用の結晶状サントニン(santonine crystals)は、密封のため通常25キロ缶でパッケージングされるが、マッケソン社は17ボンド・ケースでと記録されている。最大のサントニン消費国であるアメリカ全土でも年に5,000ボンド以下しか用いないにもかかわらず、1937年度末の価額は13,260ポンド分であった。一般に香水の製造にごく少量しか使われない粉末状ビーバー香(castor fibre powder)の量が18,000ポンドも計上されているのは、まったくありえない量であると証言している(Ibid.)。また、商品の一部にはカルテルによる統制を受けるメ

ため、監査人は必然的に、得意先からの現金回収をもって完了する営業取引サイクルの真正性に依拠せざるを得なかった。結果的に、監査人は、コスターが従事していたとされている事業についての独立的な調査を実施するのではなく、ここでも現金監査業務に重点を置いていた。これに対し SEC は、「こうした独立的調査から得られる知識は取引サイクル全体の虚偽性を明らかにすることにつながるものであろう」と述べている。

② 棚卸資産の数量、品質、状態に対する監査について

『独立の公共会計士による財務諸表の監査』では、棚卸資産の数量等について、「合理的な調査およびテストを実施して、(被監査会社で)棚卸数量が注意深く確認されていること、品質および 88) 状態に対して配慮がなされていることを確かめる」ことが推奨されていた。

現場の監査人は、実地棚卸に基づいて作成されている棚卸表(inventory sheet)を入手し、コネチカット事業部については実地棚卸の数量確認の際に作成される数量確認表(count sheet)を比較照合して、実地棚卸が適切に行なわれていることを確かめた。カナダ子会社では、例の納入第者から直接入手した保管者側の確認書があったため、これらの手続を省略していた。

SEC の見るところでは、監査人による棚卸資産への実在性にかかわる検証は、マッケソン社が実地棚卸の際に用いた方法に対する調査と、その棚卸結果が帳簿上の記録と一致していることを確かめるための会計上のテストに限定されていた。PW 会計事務所がコネチカット事業部およびカナダ会社における棚卸資産に対して実施していた検証は、いうならば、納入業者の倉庫にある大量の在庫資産についての真正性の確認となりそうなものによって裏付けられた記録に基づいた会計上のテストに限定されるものであった。しかし、この納入業者については、十分な事業関係を保っていたためその財務状態を一度も問題視することがなかった。こうした検証で十分であると考えられていたために、ブリッジポートでの監査手続は棚卸資産へのいかなる意味における物理的接触(physical contact)も含むことはなかった。こうした監査業務のやり方に対して、SECは「ブリッジポートに保管されていると想定されていたとはいえ、棚卸資産への物理的接触をまったく試みなかったことは、棚卸資産の数量に対する監査人の責任を認めないような論理の下でさえも、正当化しうるものではない」と指摘した。

さらに、公聴会では、専門家証人の全員が、スポット・テストや実地棚卸への立会はとくに例 外的な手続ではないと証言していた。また、権威ある監査文献の代表であるモンゴメリー(R. H.

[➤] ものがあり、ハーマンは、経験上、これらの商品は日常的にはカナダに発送できない、あるいは、他の大英帝国の管轄地域に利益を乗せて再発送することができないと証言している(*Ibid.*)。このように、ハーマンは、特定の倉庫にあるという棚卸商品の物理的実在性には疑念を持っていた。しかし、監査人は、こうしたハーマンに対する聞き込みはいっさいせずに、オステルホウトの意見を鵜呑みにしてしまった。

⁸⁷⁾ SEC [1940b] p.401.

⁸⁸⁾ AIA [1936] p.18.

⁸⁹⁾ SEC [1940b] p.259.

⁹⁰⁾ SEC [1940b] pp.253-254.

⁹¹⁾ SEC [1940b] p.283.

⁹²⁾ SEC [1940b] pp.287, 290-291.

⁹³⁾ SEC [1940b] p.407.

Montgomery)の『監査論(Auditing: Theory and Practice)』においても、棚卸資産の検証に際しては実物にあたったテスト(physical test)を積極的に実施すべきとされていた。SEC は、これらの状況から判断して、「われわれの見解では、合理的で実施可能であれば実施する監査の一部分として、監査人が、棚卸資産との物理的接触を実施して、この公聴会以前にもすでに多くのケースで実務とされていたように、これに対する合理的な責任を負担しなければならない時がやって来た。……監査人は、財務諸表の他の項目に対して行なっているのと同じやり方で、この項目の真実性に対するプロフェッショナルとしての意見を表明するため、帳簿に限定されたものだけではなく、すべての合理的なテストと調査を実施すべきである」と結論した。

便宜上,本稿で取り上げた内部牽制および統制システムの調査,現金預金に対する監査,売掛金に対する監査,棚卸資産に対する監査に関して,調査報告書が問題とした主要な論点をまとめたものが以下の表である。

表 調査報告書で指摘された PW 会計事務所による監査の問題点 (一部)

内部牽制および統制システムの調査	・製造業者の監査において、工場への視察を実施していなかった。 ・質問表の取り扱いを含めて、内部牽制および統制システムの調査がぞんざい に行なわれていた。 ・内部牽制および統制システムの評定に関して、監査スタッフ全体で適切なコ ミュニケーションがとられていなかった。
現金預金に対する監査	・監査全体から見て、現金預金に対する監査に力点が置かれすぎていた。・入金票の入手をめぐって、監査人がいったん必要と考えた監査手続を被監査会社からの要請で省略していた。・得意先からの代金回収を取引の真正性を裏づける最適な証拠と見なしているなかで、決済機関であるマニング社について十分に調査していなかった。
売掛金に対する監査	・売掛金の真正性を検証するにあたって、回収されているという事実に過剰なほどに依存していた。・(すべての売掛金に対しては確認を実施していなかった。)・確認の省略を決めるにあたっての内部牽制および統制システムの評定が明らかに不十分であった。
棚卸資産に対する監査	・期末棚卸資産価額に用いられた単価の適切性を確かめるにあたって、相場価格との比較・照合を軽視していた。・棚卸資産の検証では、期末棚卸資産への物理的接触を試みるような実物にあたったテストをいっさい実施していなかった。

(5) 総括的な結論

以上のように、PW会計事務所によって実施された個々の監査手続に対する評価および結論を示したうえで、SECは、委員会としての総括的な結論(この結論部分はそのまま会計連続通牒第19

⁹⁴⁾ SEC [1940b] p.411.

号にも転載されている)を以下のようにまとめている。

証拠記録、専門家証人による証言、権威ある監査文献によって明らかにされた事実に基づいたわれわれの結論によれば、PW 会計事務所が実施した監査は、形式上、監査範囲に関しても採用される監査手続に関しても、監査契約が締結されていた期間(注:1925年から1937年)に強制されると一般に認識されていたものにおおよそ合致していた。……

つまり、本件の監査人は、当時の"監査手続についての一般に認められた基準 (generally accepted standards of audit procedure)" と呼びうるものを遵守して監査を実施していたと判断され 96) た。しかしながら、報告書はさらに続けて、以下のように指摘している。

……この監査人が資産と利益の巨額の過大表示を発見できなかったのは監査業務のやり方 (manner) に原因があった。監査業務を遂行するにあたって、それがプロフェッショナルとして引き受けた業務である限り必要とされる……一定程度の警戒心、詮索力、入手可能な証拠に対する分析力を用いていなかった。加えて、すでに多くの会計士に用いられ、より望ましい監査実務であると認識されてはいたものの、今回の公聴会の以前には会計プロフェッションに強制されるものとまでは認識されていなかった監査上の手順である棚卸資産への定期的視認や売掛金についての確認を含めた手続を通じての実物に対する観察ないし独立の立場からの確認によってマッケソン社の会計記録を検証していたならば、こうした過大表示は発見されたであろう。……

SEC が問題視したのは、立会や確認を実施しなかったことそのものではなかった。むしろ、本件では、与えられた状況の下で、強制されるものとは認識されていなかったものの合理的かつ実施可能であった手続である立会や確認を、あまりに不用意に省略してしまっていたことを問題にしていた。実施する監査の範囲についての判断は、最終的には監査人が下すものである。そのために必要なのは、プロフェッショナルとしての十分な警戒心であり、詮索力であり、証拠に対する分析力である。本件の監査人はこうしたプロフェッショナルとしての資質(professional competence)を欠いていたというのが SEC の到達した結論であった。

さらに、公聴会の開催が決定した段階からすでに暗示されていたことではあるが、SECによるこの調査が、PW会計事務所が実施した監査手続だけでなく、代表的な会計事務所が実務上行なっているような一般に認められた監査手続をも俎上に載せるものであったために、調査報告書には、監査人であるPW会計事務所に向けたというよりは、むしろ、会計プロフェッション全

⁹⁵⁾ SEC [1940a] p.10; SEC [1940b] p.443.

⁹⁶⁾ もとより、一般に認められた監査手続に準拠していなかったとの調査報告書への記載に対して PW 会計事務所側が難色を示したともいわれている(Baxter [1999] p.172)。

⁹⁷⁾ SEC [1940a] p.10; SEC [1940b] pp.443-444.

体に向けたと見るべきコメントが、数多く含まれることとなった。総括的結論部分でなされた以下のコメントもまた、会計プロフェッションに向けてのものである。

われわれは、被監査会社の記録や文書によって明らかにされる事実は、実査や独立的な確認を通じて、かなりの程度、監査人によってチェックされるように、監査手続に大幅な改善がなされなければならないと強く感じている。……とりわけ、今回の公聴会以前には、任意の手順とされていた棚卸資産への視認と売掛金の確認に関する監査手続は、いくつかの会計士団体によってすでに採択された決議に基づいて、……通常実施すべき監査手続と認められるべきであるというのがわれわれの意見である。

このように、1939年9月の年次総会で承認された『監査手続の拡張(Extensions of Auditing Procedure)』での AIA の積極的な改善策、とくに、棚卸資産の監査手続としての立会および売掛金の監査手続としての確認を"通常実施すべき監査手続(normal audit procedure)"として指定したことに対して好意的な見方を示している。しかしながら、調査報告書を締め括る以下のコメントは、依然 SEC の基本的な立場を示すものとして、非常に重要な意味を持っている。

本件で検討された監査手続を採択する会計プロフェッションによるアクションはすでに起こされている。われわれには、この時点でこうした手続の拡張が維持されない、あるいは、この報告書で示された流れに沿ってさらなる監査手続の拡張がなされることはないと信ずる理由はない。……事態がそうでないことを証明するまでは、われわれは――委員会に財務諸表を提出する証券発行者のタイプごとに監査の範囲とそこで採用されるべき手続を詳細に規定するという――別の選択肢よりもこの方針をより好ましいものと考える。……

最終的に SEC は、この報告書の中で、実施すべき監査手続に関する詳細な規則ないしレギュレーションを定める権限を行使することを宣言することはなかった。しかし、ここでは、現状ではその必要性がないためにそうした権限の行使を留保しているだけで、今後の状況次第によっては、その行使の可能性があることが示唆されていることも見逃してはならない。こうした点も念頭に置いて SEC による執行行為を解釈しなければならない。

⁹⁸⁾ SEC [1940a] pp.11-12; SEC [1940b] p.445. 圏点は引用者による。

⁹⁹⁾ いささか細かいことをいえば、最終的に承認を受けた『監査手続の拡張』では、当初の"通常実施すべき監査手続"という表現が"一般に認められた監査手続 (generally accepted auditing procedure)"という表現に置き換えられている。当然、こうした用語の変更についても AIA 側にそれなりの意図はあったと推察されるが、本稿では、議論の煩雑化を避けるために、この点を指摘するにとどめる。

¹⁰⁰⁾ SEC [1940a] p.12; SEC [1940b] p.445.

5. 結論

本稿では、事件に直面した SEC がいかなる執行行為を行なったのかという観点から、マッケソン&ロビンス事件を概括してきた。本件で SEC は、当初は、コスターをはじめとする事件の首謀者を証券取引所法違反容疑で刑事訴追するための情報収集に専心していたが、連邦大陪審で起訴が決定した後は、一転して、この事件で浮かび上がってきた監査の失敗に関心を移し、14年間にわたりマッケソン社の資産過大表示を見逃してきた監査実務および監査手続について本格的な調査と検討を実施した。

ここで、とくに注目しておくべきことは、この事件の発覚時点ですでに、担当会計士に対する 譴責権限が与えられていたにも関わらず. SEC は結果的にこの種の行政処分に着手しなかった という点である。当時の職務執行規則においても、SEC の所管事項に係わる業務を行なう者が、 必要とされる資格(qualification)を保持していないと判断された場合、誠実性を欠いていたと判 断された場合、あるいは、プロフェッショナルとして非倫理的ないしは不適切な行為に従事した と判断された場合には、SEC は、そうした業務を行なう特権を剝奪する、あるいは、停止する ことができると規定されていた。これに基づいて、証券法および証券取引所法の下での監査証明 を行なった会計士に対しても、上記の問題がある(または、あった)と判断される場合には、こ うした SEC に対する監査証明業務を行なう特権を剝奪する.あるいは停止するという懲戒処分 を行なうという選択肢を SEC は持っていた。しかしながら、こうした権限を行使することはせ ずに、すでに見たように、証券取引所法第21条(a)に基づき、主として将来の立法措置を勧告 するための情報を確保するという目的から、PW 会計事務所が実施していた監査手続とその背後 にある会計プロフェッションにおいて一般に認められた監査手続を調査し、検討するという手順 を採用した。このように、SEC は、それが意図的であったかは不明であるが、個別案件として の処分でなく、のちの規則・レギュレーションの改訂のような立法措置に対する基礎的前提とし ての調査を行なうことを選択した形となった。

また、マッケソン&ロビンス事件の前夜は、SECが"監査"規制に本格的に乗り出そうとしていた時期であった。SECは、1938/39年度(1938年7月1日-1939年6月30日)の年次報告書において、こうした状況を以下のように総括している。

^{101) 1935}年9月13日施行、1938年6月5日改定のSEC 職務執行規則・規則Ⅱ (e) では、「委員会は、聴聞を実施した後に(委員会が)次のように判断した人物に対しては、委員会の所管事項に係わり出頭する、あるいはそれに係わり業務を行なう特権を剝奪する、ないしは一時的あるいは永久に停止することができる。すなわち、(1)他の者を代表するために必要とされる資格(qualification)を保持していないこと、(2)資質に欠けるところがある、誠実性を欠いていること、あるいはプロフェッショナルとして非倫理的ないし不適切な行為に携わったこと、である」と定められていた。

¹⁰²⁾ これも結果的にそうした形になったと指摘しているだけで、この証券取引所法第21条 (a) に基づく調査が担当会計士の懲戒等の検討につながる可能性がなかったといえるかは不明である。ただ、SEC が、個々の会計士の処分ではなく、むしろ、その後の監査規制の基礎となる一般に認められた監査手続に対する検討を最優先にしていたことは、明らかである。

いくつかの出来事とは、第一にマッケソン事件のことであるが、ほかにも、すでに述べたように、モンロー貸付会社事案と州際メリヤス製造事案が挙げられている。また1939年9月、AIA年次総会で行なった講演の中でも、主任会計官ワーンツは、以下のように述べている。

われわれが会計原則に関して費やしてきた年月とは対照的に、実際に合理的な監査がなされたのかどうかという問題を含んだ事案はわれわれの前にほとんど提起されて来なかった。おそらくこれは、通常の事案では実際に採用された監査手続に関する情報が不足していたからであろう。(しかし)モンロー貸付会社事案、州際メリヤス製造事案、さらにマッケソン事件のごとき、われわれの前にあらわになった事案は、まさに納屋から馬が飛び出してしまった後に、われわれをおそったものであった(注:馬が飛び出した後で納屋の戸を閉めても遅すぎるという意味)。……

一般に認められた監査手続を広範に検討するという目的からは、マッケソン社の監査を担当した PW 会計事務所が卓越した大規模会計事務所であったことは SEC にとって確かに "都合の良い" ことであった。いずれにしても、マッケソン事件が、SEC の監査規制史において重大な画期を示すものであったことはおよそ間違いないところである。

¹⁰³⁾ 実際、マッケソン事件発覚の時点ですでに公表されていた会計連続通牒のうち会計士による監査証明に関連しているのは、第2号(会計士の独立性)と第7号(提出財務諸表に多く見受けられる欠陥事項)のみである。1937年5月6日付けで公表された会計連続通牒第2号で、主任会計官カーマン・ブラウ(Carman Blough)は監査人の独立性が具体的にどのような場合に侵害されるか外観的な規準についての見解を示していた。また、1938年5月16日付けで公表された会計連続通牒第7号では、SECに提出される財務諸表に見受けられる欠陥事項を分析し、具体的な事例を挙げて注意を喚起しているが、そのうち監査証明書について、「監査証明書での表示が、実施された監査の範囲に関する合理的に理解可能な表示(a reasonably comprehensive statement)となっていない」ケース、あるいは「適切な監査が監査証明を実施した会計士によってなされていない(まま監査証明書が作成されている)」ケースなど12のケースを挙げていた。

¹⁰⁴⁾ SEC, Fifth Annual Report: Fiscal Year Ended June 30, 1939, pp.117-118.

¹⁰⁵⁾ SEC, Fifth Annual Report: Fiscal Year Ended June 30, 1939, pp.118-119.

¹⁰⁶⁾ Werntz [1939] p.18. 圏点は引用者による。

¹⁰⁷⁾ Strother [1975] pp.224-225. 会計原則については、証券法第19条(a) や証券取引所法第3条(b) をもって SEC にその設定権限が与えられていると解すことができるが、監査基準についてはそうした明文規定が存在せず、せいぜい証券法第11条(b) や証券取引所法第18条(a) の民事責任規定が監査人に"一般にメ

事件の調査報告書において、自らに監査基準の設定権限が留保されていることを宣言した。

……監査基準の設定にあたって SEC がどれだけの最終権限を持っているのかは明らかではないといわれている。伝統的に SEC は(直接的ではなく)間接的に監査基準に影響力を行使することを選択してきたが、すでに、会計連続通牒第19号(およびマッケソン事件の調査報告書)の最後の段落で SEC は、自らに『委員会に財務諸表を提出する証券発行者に対して監査の範囲とそこで採用されるべき手続を詳細に規定する』権限があることを明確に主張していた。

その法的根拠は別にして、このようにSECに監査基準の設定権限があると内外に認めさせたことは、その後のSECと会計プロフェッションとの間の関係性のあり方に大きな影響を与えることとなった。マッケソン事件後しばらくして、いわゆる監査基準設定の問題が生じることになるが、そのとき、会計プロフェッションは、自分たちが監査基準を設定しなければ、SECがそれを設定してしまうのではないかというおそれを抱くことになる。そう考える根拠はここにあった。

繰り返し指摘しているように、この事件は、プロフェッショナルたる個々の監査人の過誤(いわゆる professional malpractice)の問題だけではなく、プロフェッション全体の問題も提起していた。この点に関して、プレヴィッツおよびロビンソン(Gary John Previts and Thomas R. Robinson)は以下のように指摘している。

マッケソン事件の帰結は、個々の監査人の判断における裁量に限定が設けられたことであった。この事件は、また、監査人さらには彼らの属するプロフェッションの協会、すなわち AIA と SEC の関係性を再構成するものであった。この事件は、1939年9月19日に『監査手続の拡張』というタイトルの最初の監査手続書(Statement on Auditing Procedure)を公表するための AIA 会員による投票を行なう際に、自主規制プロセスを通じて監査手続を規定するように強く促していた。

そこでは、マッケソン事件は「会計プロフェッショナルたちの(監査判断に関する)裁量に基づいた役割の、原則や手続に関する個人の自由放任主義的判断から、AIA下部委員会(注:監査手続委員会を指している)の仕組みを通して導出されたプロフェッショナルの仲間内の基準(peer professional standards)によって方向付けられる判断プロセスへの変革を完遂させる」事件であっ

[↘] 認められた監査基準"を遵守させる根拠になる程度である(Strother [1975] pp.221-225)。

¹⁰⁸⁾ Campbell and Parker [1992] p.301.

¹⁰⁹⁾ Previts and Robinson [1996] p.75. なお、『監査手続の拡張』が監査手続書の第1号となったのは、実際 には1941年4月のことである。

たと見られており、こうした意味において、プロフェッション全体に関わるものと理解されている。

また、アメリカ会計プロフェッションの発展史という観点からマッケソン事件の歴史的意義を強調するドロン(Michael E. Doron)は、マッケソン事件とその後の SEC からの圧力によって、会計プロフェッション内部で大きな地殻変動が起きたと見ている。そこでは、「プロフェッション内の多くの会計士たちに公論(公衆の意見)の持つ力に対しそれまで以上の関心を持つようにさせたことに加えて、マッケソン事件は、会計プロフェッション内部でより大きな発言権を得たいと望んでいた比較的小規模な会計事務所に絶好の機会を与えるものであった」と指摘されている。とくに、「(マッケソン社の) スキャンダルは、プロフェッション指導層の外部にいる会計士たちに、大規模会計事務所のエリートに対して長年鬱積してきた不満を声に出す機会を与えた」として、「私が会長職にあったころ、……おそらくこの事務所(PW会計事務所)が大規模事務所であったから、より小規模な事務所であればさらされたであろう、厳しい調査を受けなかったし、激しい非難にもさらされなかったと遠回しに不満を述べた手紙を数多く受け取った」という当時の AIA 会長コリンズ(Clem W. Collins)の言葉を引用している。このように、ドロンからすれば、マッケソン事件は、保守派エリートの AIA における指導的立場を掘り崩し、次世代の会計プロフェッション指導者に道を開くものとして捉えられる。

さらに、ビーリングら(Bealing et al.)は、マッケソン事件をめぐるものも含めた SEC の初期のエンフォースメント・アクション(執行行為)を分析している。それによれば、マッケソン事件をめぐるエンフォースメント・アクションの中で、SEC は、C・オリバー(Oliver [1991])のいう "黙従戦略(acquiescence strategy)"と "妥協戦略(compromise strategy)"の両方を実施していたと解釈される。そして、彼らは、「マッケソン&ロビンス事件は、この事件とこれをめぐる

¹¹⁰⁾ Previts and Robinson [1996] p.76.

¹¹¹⁾ Doron [2011] pp.123-124.

¹¹²⁾ Doron [2011] p.124.

¹¹³⁾ Carey [1970] p.40.

¹¹⁴⁾ Bealing et al. [1996] pp.332-333. そこでは、「マッケソン社の財務担当責任者(トンプソン),顧問弁護士、ニューヨーク証券取引所社長、PW 会計事務所の上級パートナー(G・O・メイ)らのごく初期段階からの積極的な関与と PW 会計事務所によって監査証明されたマッケソン社の財務諸表に重要な虚偽表示が含まれている強力な証拠とがあって、SEC 委員長には、証券諸法を執行するという SEC に付与された為政権(mandate)に黙従するしか選択肢がなかった」(Bealing et al. [1996] p.332)と解釈されている。また、一方の SEC の妥協戦略は、関係者の中でも、とくに会計プロフェッションとの間で発揮されたとして、「SEC は、公聴会を通じて、(a) はじめに、一方で被規制者―― PW 会計事務所と会計プロフェッションの全般的なプロフェッショナリズムを公然とほめたたえつつ、また一方で焦点となったこの被規制者を疑問のある、ないし欠陥のある実務を行なっていたと問題視する。(b) 次いで、すでに広く実務上用いられていた会計プロフェッションが実施すべき改善可能な手続を規定する。(c) 被規制者が……強制すべきとして規定された改善可能な手続をすでに"自発的に"受け入れていることを受けて、その責任を果たした被規制者であるとして儀礼的に再構成する。(d) 最後に、会計プロフェッションは、SEC のエンフォースメント・アクションへの敏感な対応を通じて、SEC に監視されるものとして自らを規制する(つまり、自主規制する)資格に価値を見出したと公然と表明する、という4つの"(ドラマトゥルギー社会学における) 演出上のアジェンダ"を通じて、事態を進めた」(Bealing et al. [1996] p.333)と解釈されている。

SEC のエンフォースメント・アクションが監査を担う会計プロフェッションと財務報告を行なう企業社会にとって何をもたらすものであったかという見地からだけでなく、彼ら相互の関係性が正統性を獲得していく過程の中で、SEC のために、会計プロフェッションと企業社会のために何をもたらすものであったのかという見地からも解釈されるべきである」としている。そのうえで、とくに会計プロフェッションのために、SEC は、すでに広く実務上採用されていた監査手続を強要(エンフォース)しただけでなく、会計プロフェッションが引き続き自己規制を行なうことを容認したと指摘している。

このように、プレヴィッツおよびロビンソンやビーリングらの議論では、その分析上の前提はかなり異なるものの、マッケソン事件は、会計プロフェッションに対して、監査実務に関する自主規制を一方的に認める契機となったと捉えられているようである。こうした解釈は、SECが、会計原則と同様に、監査基準の設定権限を会計プロフェッションに移譲したという一般的理解に通底するものである。しかしながら、マッケソン事件に先立って SEC の前に提示された事案を合わせて検討してみると、たとえ SEC が監査基準の設定権限を委譲したと理解するにしても、そこに隠された SEC の監査規制に関する意図はそう単純ではないように思われる。そのために、本稿では、この事件に対応して、SEC が、その後の立法措置に対する基礎的前提としての一般に認められた監査手続についての調査・検討を実施した点を強調してきた。以下は、マッケソン事件の調査報告書が公表された直後に The Journal of Accountancy 誌の1941年1月号の論説欄においてなされたコメントである。

あるプロフェッション全体において通例的に採用されている技術的な手続がその意図された目的に対して適切であるかどうかを政府機関が判断しようなどという試みはおそらくはこれまで一度もなかったことであろう。このような調査はわれわれ以外のプロフェッションの場合にはいかなる場合でも正当とはいえないだろうが、われわれ公認会計士は独特ともいえる二重の責任を意識している。顧客に対する責任と会計士の報告書に依拠している公衆に対する責任である。投資公衆——そして彼らを代表しているのが SEC である——が、要求されている情報を提供するために会計プロフェッションが会社側と十分協力しながら実施している一般に認められた監査手続(generally accepted auditing procedure)について、知りたいことを知る権利があるのは間違いのないことである。

少なくとも AIA 首脳陣は、こうした SEC の執行行為を会計プロフェッション全体にとって重

[➤] こうしたエンフォースメント・アクションは、制度理論に基づき、SEC と外部の組織体との間の政治的な交換の演出(ドラマトゥルギー)を用いるものとして解釈されているが、ここでの交換関係の演出を通じて進行していた SEC の水面下での発展は、被規制者だけでなく、SEC それ自体に対しても影響を与えるものであったとして、こうしたエンフォースメントは SEC 自身の正統性獲得の過程でもあったと捉えられている(Bealing et al. [1996] pp.334-335)。

¹¹⁵⁾ Bealing et al. [1996] p.335.

¹¹⁶⁾ Editorial, The Journal of Accountancy, Vo.71, No.1, January 1941, p.1.

大なものとして受け止めていた。当時 AIA 事務局長であり The Journal of Accountancy 誌の編集 長であったケアリー(John L. Carey)は、のちに振り返って、以下のように総括している。

(プロフェッションがマッケソン事件に組織としてどのように対応すべきか迫られた危機的状況とは別に)プロフェッションはもうひとつの危機を乗り切っていた。この事件が実務全般に与えたインパクトは非常に大きかった。『監査手続の拡張』に具体化された特定の規定のほかに、ほとんどの会計事務所は、SECの公聴会での証言の見地から、自分たちの事務所で採用している手続やアプローチを落ち着いて再検討(review)した。

マッケソン事件は、プロフェッション全体――とりわけ、当時 AIA の執行部にいた者――および (公聴会に) 関わった著名会計事務所のパートナーたちにとっては、いらいらさせられる経験 (abrasive experience) ではあったけれども、会計プロフェッションは、大勝利して立ち上がってきたとまではいえないまでも、永久に続くような痛手を受けることなくこの (危機的) 事態から抜け出すことができた。

最後に、当時の SEC の最終的な意図を知るために、事件後1939年 5 月18日にウィリアム・ダグラス(William O. Douglas)を引継いで SEC 委員長となったジェローム・フランク(Jerome N. Frank)の就任直後のプレス・コンファレンスでの発言を見ておきたい。

本委員会の最も重要な職能のひとつが会計実務の基準を維持、改善することである。最近の出来事は、われわれがこの領域において差し迫った問題に直面していることを浮彫りにしている。……われわれは公衆が公共会計士の報告書への信頼を失うようなことがけっしてないことを確認したいのである。

この目的のために、公共会計士の独立性は保持され、強化されなければならない。また (監査の) 十分さ (thoroughness) や正確さの基準は遵守されなければならない。私自身は、現在プロフェッションのいくつかのグループがよい方向に歩みを進めていると承知している。 いいしかし、もし顧客からの圧力が原因で会計士が自らの仕事を十分に(thoroughly)行なえない、ないしは行なうことを躊躇っているとわれわれが判断した場合には、われわれに制定法上与えられている権限のすべてをもって、ここに介入することをいとわないだろう。

¹¹⁷⁾ Carey [1970] p.37. 圏点は引用者による。

¹¹⁸⁾ Carey [1970] p.41.

¹¹⁹⁾ SEC, Fifth Annual Report: Fiscal Year Ended June 30, 1939, p.121.

参考文献

Annual Report of the Securities and Exchange Commission, SEC.

Decisions and Reports, SEC.

The Journal of Accountancy, AIA.

The Certified Public Accountant, AIA.

- Allen, David Grayson and Kathleen McDermott [1993], Accounting for Success: A History of Price Waterhouse in America, 1890–1990, Harvard Business School Press, 1993.
- American Institute of Accountants [1936], Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants, American Institute of Accountants, 1936.
- Committee on Auditing Procedure [1939], Extensions of Auditing Procedure: Report of May 9, 1939 as Modified and Approved at the Annual Meeting of the AIA, September 19, 1939.
- Barr, Andrew and Elmer C. Koch [1959], "Accounting and the S.E.C.," The George Washington Law Review, Vol.28, 1959
- Barr, Andrew and Irving J. Galpeer [1987], "McKesson & Robbins," The Journal of Accountancy, Vol.163, No.5, 1987
- Bealing, William E., Jr., Mark W. Dirsmith and Timothy Fogarty [1996], "Early Regulatory Actions by the SEC: An Institutional Theory Perspective on the Dramaturgy of Political Exchanges," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.21, No.4, 1996.
- Baxter, William T. [1999], "McKesson & Robbins: A Milestone in Auditing," Accounting, Business and Financial History, Vol.9, No.2, 1999.
- Campbell, D. R. and L. M. Parker [1992], "SEC Communications to Independent Auditors: An Analysis of Enforcement Actions," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.11, No.4, 1992.
- Carey, John L. [1970], The Rise of the Accounting Profession: To Responsibility and Authority 1937–1969, American Institute of Certified Public Accountants, 1970.
- DeMond, Chester W. [1951], Price, Waterhouse & Co. in America: A History of a Public Accounting Firm, The Comet Press. 1951.
- Doron, Michael E. [2011], "'I Ask the Profession to Stand still': The Evolution of American Public Accountancy, 1927-62," *The Accounting Historians Journal*, Vol.38, No.1, 2011.
- Edwards, James Don [1960], *History of Public Accounting in the United States*, Bureau of Business and Economic Research, Graduate School of Business Administration, Michigan State University, 1960.
- Felker, N. [2003], "Origins of the SEC's Position on Auditor Independence and Management Responsibility for Financial Reports," *Research in Accounting Regulation*, Vol.16, 2003.
- Heier, Jan R. and Maria A. Leach-López [2010], "Development of Modern Auditing Standards: the strange case of Raymond Marien and the fraud at Interstate Hosiery Mills, 1934–1937," *The Accounting Historians Journal*, Vo.37, No.2, 2010.
- Inglis, John B. [1974], My Life and Times, George Dixon Press, 1974.
- Karmel, Roberta S. [1982], Regulation by Prosecution: The Securities and Exchange Commission vs. Corporate America, Simon and Schuster, 1982.
- Keats, Charles B. [1964], Magnificent Masquerade: The Strange Case of Dr. Coster and Mr. Musica, Funk & Wagnalls, 1964.
- Miranti, Paul J., Jr. [1990], Accountancy Comes of Age: The Development of an American Profession, 1886–1940, The University of North Carolina Press, 1990.
- Montgomery, Robert H. [1934], Auditing: Theory and Practice, fifth edition, Ronald Press, 1934.
- Oliver, Christine [1991], "Strategic Responses to Institutional Processes," Academy of Management Review, Vol.16, No.1, 1991.
- Parrish, Michael E. [1970], Securities Regulation and the New Deal, Yale University Press, 1970.
- Previts, Gary John and Dale L. Flesher [1994], "A Perspective on the New Deal and Financial Reporting: Andrew Barr and the Securities and Exchange Commission, 1938-1972," Business and Economic History, Vol.23, No.1,

1994.

- Previts, Gary John and Thomas R. Robinson [1996], "Samuel J. Broad's Contributions to the Accounting Profession," *The Accounting Historians Journal*, Vol.23, No.2, 1996.
- Securities and Exchange Commission [1937], Accounting Series Release, No.2: Independence of Accountants, issued on May 6, 1937.
- [1938], Accounting Series Release, No.7: Commonly Cited Deficiencies in Financial Statements Filed under the Securities Act of 1933 and the Securities Exchange Act of 1934, issued on May 16, 1938.
- [1939], Testimony of Expert Witnesses in the Matter of McKesson & Robbins, Inc., U. S. Government Printing Office, 1939.
- [1940b], Report on Investigation in the Matter of McKesson & Robbins, Inc., U. S. Government Printing Office, 1940.
- Seligman, Joel [1982], The Transformation of Wall Street: A History of the Securities and Exchange Commission and Modern Corporate Finance, Houghton Mifflin, 1982.
- Steel, A. T. [1960], A History of Auditing in the United States, 1914 to 1957, unpublished Ph.D. Dissertation, University of Texas, 1960.
- Strother, James F. [1975], "The Establishment of Generally Accepted Accounting Principles and Generally Accepted Auditing Standards," *Vanderbilt Law Review*, Vol.28, January 1975.
- Sriram, Ram S. and Gloria Vollmers [1997], "A Reexamination of the Development of the Accounting Profession Critical Events from 1912–1940," *The Accounting Historians Journal*, Vol.24, No.2, 1997.
- Trueblood, Robert M. and George H. Sorter (eds.) [1968], William W. Werntz: His Accounting Thought, American Institute of Certified Public Accountants, 1968.
- Werntz, William W. [1939], "What Does the Securities and Exchange Commission Expect of the Independent Auditors?" Address before the American Institute of Accountants, September 20, 1939, in *Papers on Auditing Procedure and Other Accounting Subjects Presented at the Fifty-Second Annual Meeting*, American Institute of Accountants, 1939.
- Zeff, Stephen A. [1972], Forging Accounting Principles in Five Countries: A History and an Analysis of Trends, Stipes Publishing Co., 1972.
- [2003], "How the U.S. Accounting Profession Got Where It Is Today: Part I," Accounting Horizons, Vol.17, No. 3, September 2003.
- 大石桂一 [2000] 『アメリカ会計規制論』 白桃書房、2000年。
- ------- [2010] 「1930年代の米国における会計規制の展開---証券二法の制定過程---」 『会計史学会年報』 第 28号, 2010年。
- 大矢知浩司 [1971] 『会計監査――アメリカにおける生成と発展――』中央経済社,1971年
- 喜田義雄[1973]『改訂増補アメリカ監査論』森山書店, 1973年。
- 清水泰洋 [2004]「アメリカ不正会計とその分析:歴史的視点」山地秀俊編『アメリカ不正会計とその分析』神戸大学経済経営研究所,2004年。
- 津守常弘 [1982;1983] 「SEC ディスクロージャー制度と会計規制: 史的考察 (1) (3)」『証券経済』第 141号, 第142号, 第144号, 1982年, 1983年。
- 西田剛 [1974] 『アメリカ会計監査の展開――財務諸表規則を中心とする――』東出版, 1974年。
- 盛田良久 [1987] 『アメリカ証取法会計―― SEC 規制史とその実態――』中央経済社、1987年。
- 森本哲也 [2005] 『概説アメリカ連邦刑事手続――日本企業に対する刑事訴追への法的対応――』 信山社, 2005年。

[拓殖大学]